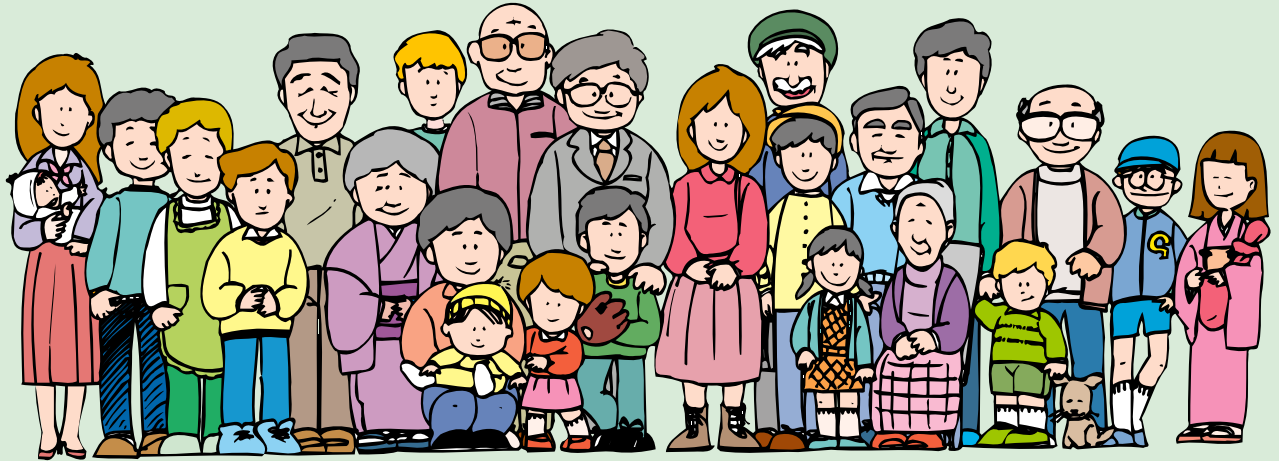


志摩市次世代育成支援行動計画

～ 地域のふれあいが子どもを元気に、親も安心できるまちづくり ～



平成17年3月
志摩市

はじめに



近年、急速に少子化が進み、子どもたち自身や子どもたちを取り巻く環境にさまざまな影響を及ぼしています。

こうした中、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を実現するため、この「志摩市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画は、「地域のふれあいが子どもを元気に、親も安心できるまちづくり」を基本理念として、安心して子育てができる地域を目指しています。子どもたちは、「地域の宝」です。子どもは、次代を担う子どもたちの育ちをしっかりと支え、子育てをすることに夢や希望が感じられる社会を実現しなければなりません。

今後は、関係機関との連携・協力を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいる所存です。

この計画の策定にあたり、志摩市次世代育成支援対策地域協議会及びその前身である志摩郡次世代育成支援対策地域協議会、そして、各専門部会の委員の皆様には多大なるご尽力をいただきました。また、多くの市民や関係機関・団体の皆様から貴重なご意見・ご提言をいただきました。最後になりましたが、心から感謝申し上げます。

平成17年3月

志摩市長 竹内 千尋

～ 目 次 ～

第1章 計画の基本的な考え方	
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	
1. 志摩市の概要	4
2. ニーズ調査の実施	11
第3章 計画の基本理念等	
1. 基本理念	14
2. 基本目標	15
3. 施策体系図	16
第4章 施 策	
1. 地域における子育ての支援	18
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	28
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	56
4. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	63
5. 子育てを支援する生活環境の整備	68
6. 子ども等の安全の確保	71
7. 職業生活と家庭生活との両立の推進	73
第5章 目標事業量の設定	
1. 保育所における子育て支援サービスの目標	76
2. 幼稚園における子育て支援サービスの目標	76
3. 地域における子育て支援サービスの目標	77
第6章 計画の推進体制	
1. 地域における推進体制	80
2. 庁内における推進体制	80
資 料 編	81

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

近年、急速な少子化が進んでいます。この流れを変えるために、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律により、地方公共団体及び企業は、国の指針に基づいて、今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための行動計画を策定することになりました。

本市としても、この法律に基づき、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、この計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

さらに、これまでの私たちのまちにおける取り組みとの継続性を保ち、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村が定める行動計画の期間は平成17年度からの5年間の第1期とし(前期計画)前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行ったうえで、平成22年度からの5年間の後期計画を定めることとしています。

また、5年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
本計画期間(前期計画)									
					次期計画期間(後期計画)				
				見直し					

第2章 計画策定の背景

1. 志摩市の概要

(1) 人口の推移

本市の人口は、昭和60年国勢調査による総人口64,252人をピークとし、その後、緩やかに減少しています。平成12年では、61,628人でした。

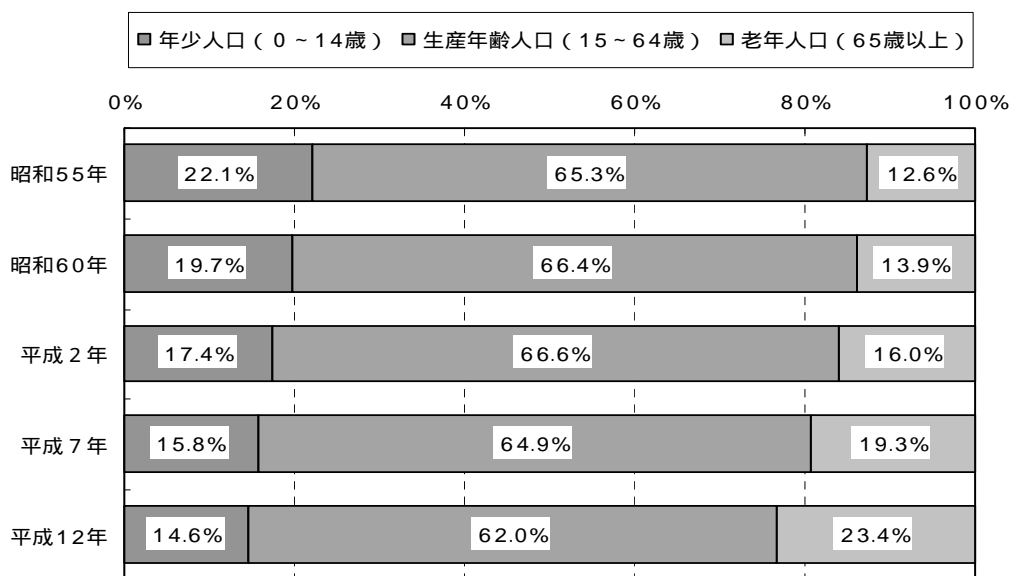
年少人口（0歳～14歳）は、昭和55年以降減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

人口の推移

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
年少人口（0～14歳）	13,929人	12,684人	10,951人	9,963人	9,000人
生産年齢人口（15～64歳）	41,180人	42,669人	41,872人	40,899人	38,194人
老年人口（65歳以上）	7,956人	8,899人	10,036人	12,173人	14,425人
総人口	63,065人	64,252人	62,877人	63,035人	61,628人

総人口には年齢不詳が含まれています。

資料：国勢調査



資料：国勢調査

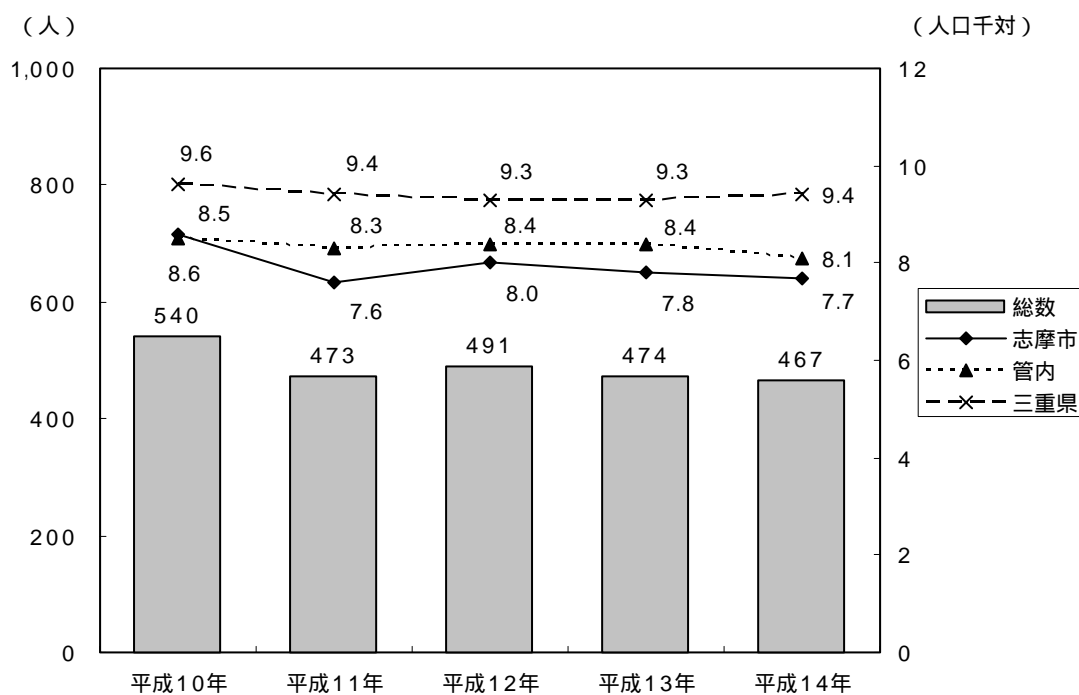
(2) 自然動態と社会動態

出生数と出生率の状況

本市の出生数は、平成11年から平成12年にかけて若干増加しましたが、近年は減少傾向です。平成10年は、540人でしたが、平成14年には467人となっています。

出生率は、伊勢保健所管内や三重県を下回る傾向にあり、平成14年では、人口千人当たり7.7人です。

出生数と出生率の推移



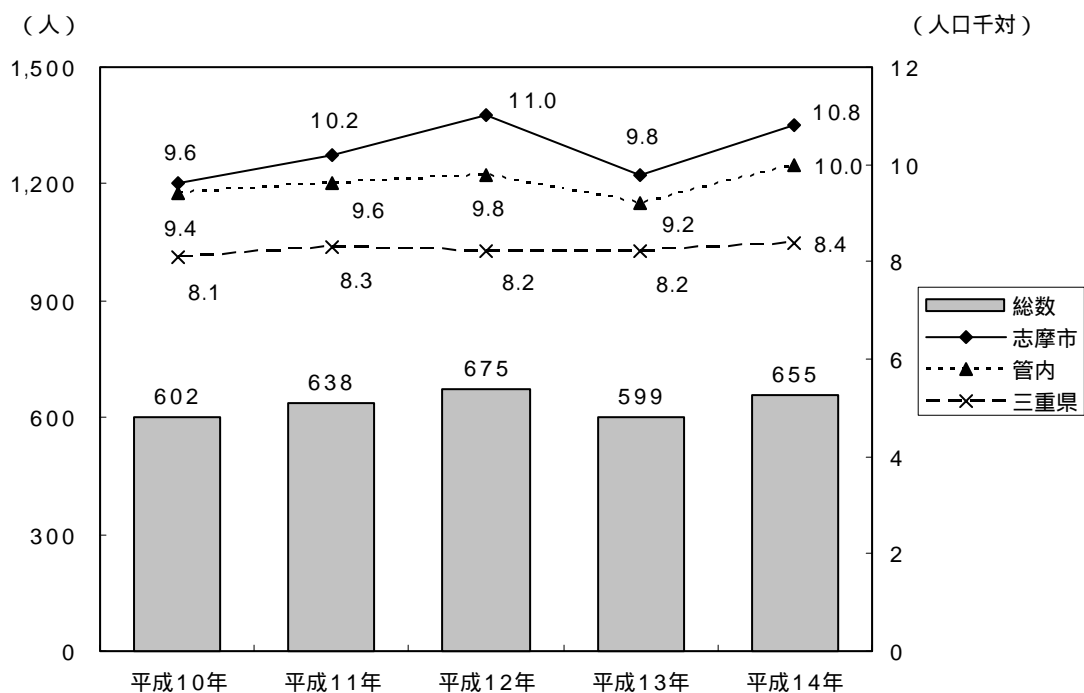
管内：伊勢保健所管内（伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡）

資料：衛生統計年報（三重県健康福祉部発行）

死亡数と死亡率の状況

本市の死亡数は、緩やかな増加傾向です。死亡率は、伊勢保健所管内及び三重県を上回っています。

死亡数と死亡率の推移



資料：衛生統計年報（三重県健康福祉部発行）

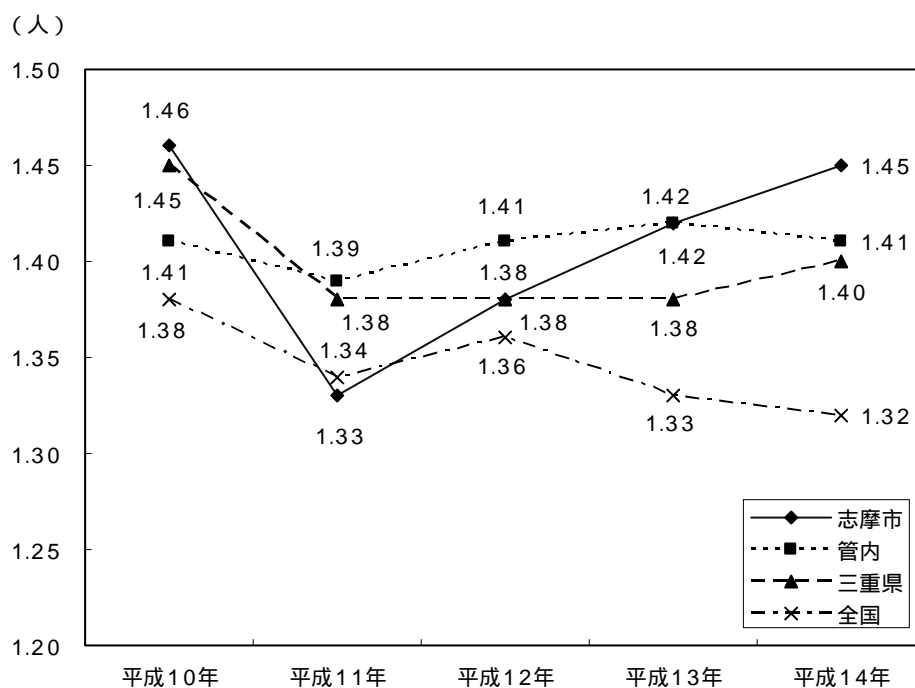
(3) 合計特殊出生率の推移

本市の特殊合計出生率は、平成10年の1.46から平成11年には、1.33まで大幅に減少しましたが、平成12年以降は、年々増加する傾向にあります。平成14年には、1.45でした。

特殊合計出生率：

1人の女性が一生のうちに生む平均的な子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計から計算します。

合計特殊出生率の推移



資料：衛生統計年報（三重県健康福祉部発行）

(4) 婚姻・離婚数の推移

本市の婚姻件数は、平成10年から平成13年までは増加傾向にありましたが、平成14年には246件と、減少しています。一方、離婚は、ほぼ横ばい傾向です。

婚姻・離婚数の推移

区分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
婚姻	303件	303件	312件	329件	246件
離婚	139件	114件	147件	149件	147件

資料：衛生統計年報（三重県健康福祉部発行）

(5) 児童人口の将来予測

本市の今後の児童人口を推計すると、0歳から5歳、6歳から11歳、12歳から17歳とも減少する見通しです。

児童人口の将来予測

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0～5歳	2,899人	2,807人	2,687人	2,570人	2,447人
6～11歳	3,398人	3,331人	3,269人	3,206人	3,138人
12～17歳	3,811人	3,721人	3,640人	3,559人	3,474人
合計	10,108人	9,859人	9,596人	9,335人	9,059人

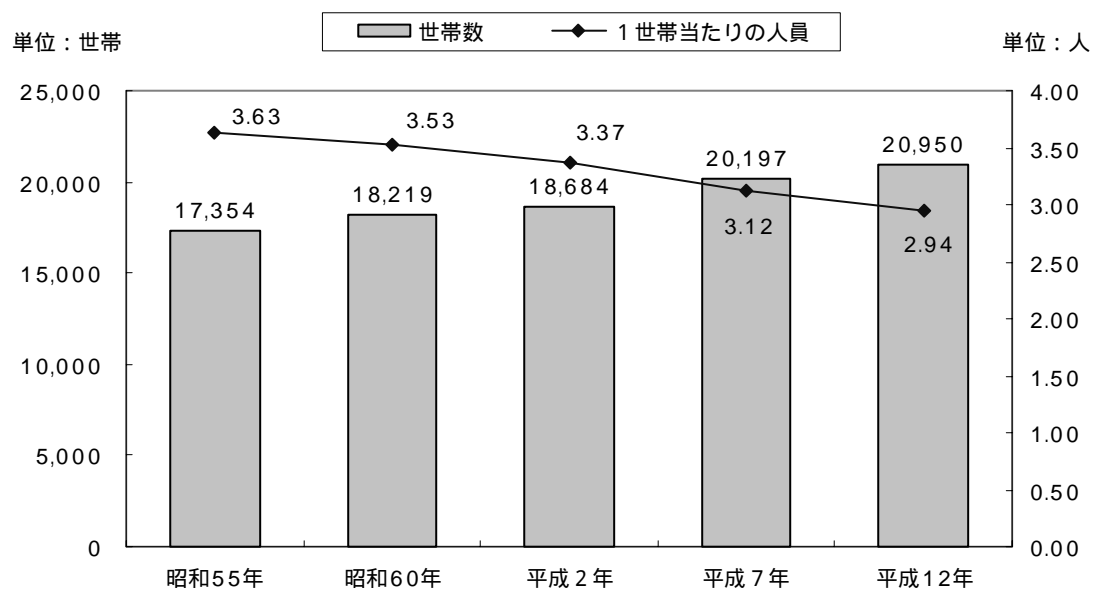
国勢調査をもとに、コーホート変化率法により推計。

(6) 世帯・就労の状況

世帯の状況

本市の世帯数は、平成7年度に20,000世帯を超え、その後も増加傾向が続いています。一方、1世帯当たりの人員については減少が続いており、核家族化が進んでいます。

世帯数・1世帯当たりの人員の推移



資料：国勢調査

就業者の状況

本市の産業別就業者数は、第3次産業が最も多く、次いで第2次産業となっています。

本市の女性の就業率は、25歳から34歳にかけて減少し、35歳以降に再び増加に転じています。結婚や出産による就業への影響がうかがえます。

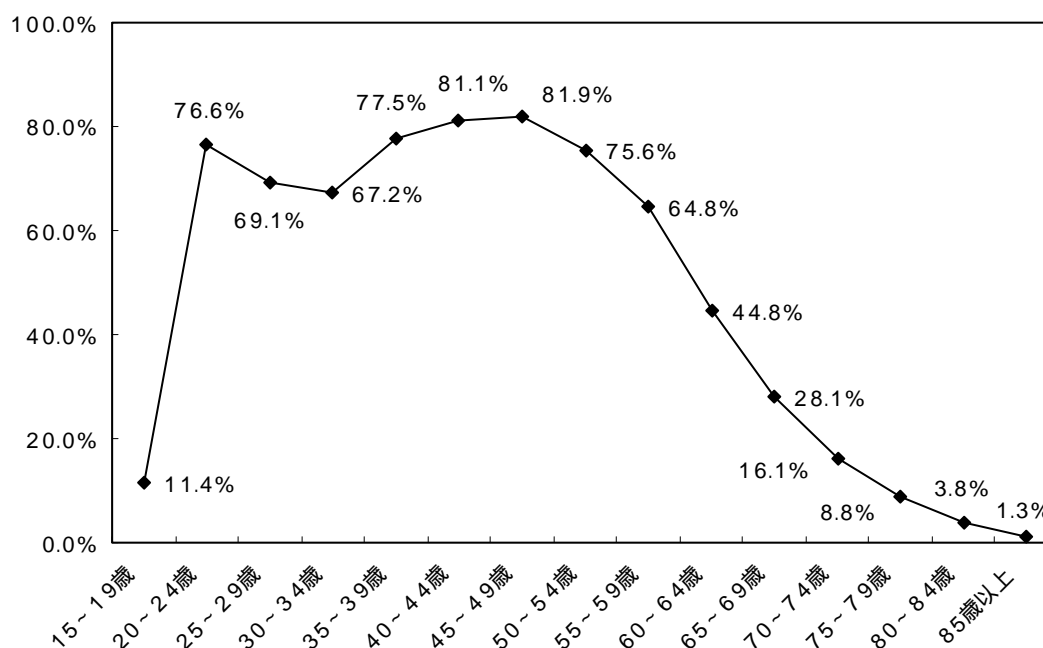
産業別就業者数の状況

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
人 数	4,275 人	7,673 人	18,897 人	30,872 人
割 合	13.8 %	24.9 %	61.2 %	100.0 %

総数には分類不能の産業が含まれています。

資料：平成12年国勢調査

年齢別女性就業率の状況



資料：平成12年国勢調査

2. ニーズ調査の実施

(1) 調査の概要

この計画を策定するにあたり、本市の子育てを取り巻く現状やニーズを把握するために、市内在住で、0歳から5歳の子どもがいる保護者及び小学生の子どもがいる保護者を対象としてニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

調査の方法

調査対象地域：志摩市全域

調査対象者：志摩市に在住の0～5歳の子ども（就学前児童）を持つ保護者
志摩市に在住の小学生の子ども（小学校児童）を持つ保護者

調査票配布数：就学前児童 3,498人
小学校児童 3,546人

有効標本数：就学前児童 2,240人（有効回答率：64.0%）
小学校児童 3,048人（有効回答率：86.0%）

調査方法：就学前児童
発送・回収は、郵送及び保育所・幼稚園を通じて実施
調査票による記入方式
小学校児童
発送・回収は、郵送及び小学校を通じて実施
調査票による記入方式

調査期間：平成16年2月～3月

第3章 計画の基本理念等

1. 基本理念

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもたちは、かけがえのない「地域の宝」です。私たちは、この子どもたちを地域全体で見守り、育てていかなければなりません。

一方で子どもを取り巻く環境は、核家族化の進展や女性の社会進出などを背景に大きく変化してきています。特に近年は個人の価値観や生活様式の変化に伴って、結婚しても子どもを持たない人たちも増加しています。子どもを生む、生まないは夫婦の選択ですが、生むことを望みながらもそれを阻む要因があれば、これを取り除いていくことが必要です。

また、このような環境の変化、子どもの生活の変化に柔軟に対応し、子どもを心身ともに健やかに育てるためには、よく学び、よく遊べる環境の創出に向けて、家庭、地域、ボランティア・NPO、保育所・幼稚園・学校等、企業を含めた地域全体の力と連携が求められます。

この計画では、子どもを安心して生み育てることができる基盤を整備するとともに、子どもはもとより親（保護者）もまた人として成長し、未来に夢や希望がもてる志摩市の実現を目指し、次のように基本理念を定めます。

地域のふれあいが子どもを元気に、
親も安心できるまちづくり

子どもは「未来の夢」、「次世代の宝」であり、その育成は子どもを持つ家庭のみならず、すべての市民にとっての喜びでもあります。

本市を形成するそれぞれの地域には、子どもを心豊かに、元気でのびのびと育む自然や独自の伝統文化などが豊富にあります。そのような恵まれた資源を生かして、地域の老若男女一人ひとりが、「子育て」、「子育て」そして「親育ち」を応援していくまちづくりを目指します。

「子育て」...親による「子育て」に対して、子ども自身が自ら育つこと
「親育ち」...子育てを通して親自身が自ら育つこと

2. 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つを基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

【子】 すべての子どもが元気に子育てできる環境づくり

少子化の進行により、最も影響を受けるのは子ども自身です。そのため、すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権や利益を最大限に尊重するとともに、元気でのびのびと子育てできる環境づくりを目指します。

【家庭】 すべての親が安心して子育てできる環境づくり

少子化の要因となっているあらゆる社会的な障壁を取り除くとともに、親(保護者)の子育てに関する不安感や負担感を払拭し、安心して子育てできる環境づくりを目指します。

また、子どもから信頼され、尊敬される親(保護者)になるためには、子育てと同時に親育ちしやすい環境づくりに努めます。

【地域】 地域ぐるみで子育て・子育てにふれあえる環境づくり

子育て・子育てへの支援は、地域、企業、保育所・幼稚園・学校、行政等を含めた社会全体で取り組むべき課題です。そのため、地域社会全体が子育て家庭に目を向け「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもと、あらゆる人々が自分の知識と経験を生かしながら、子育て・子育てにふれあえる環境づくりを目指します。

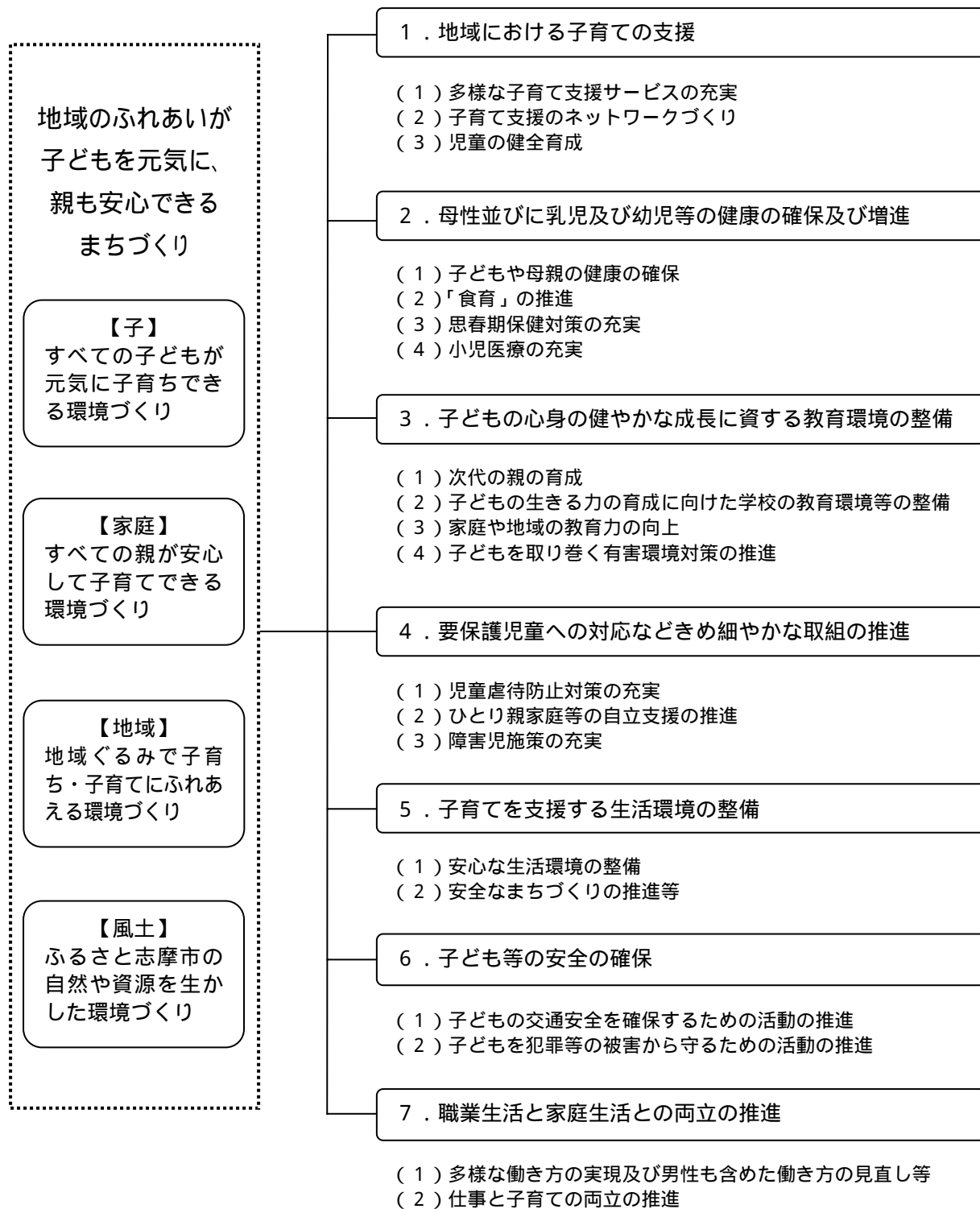
【風土】 ふるさと志摩市の自然や資源を生かした環境づくり

本市は、古くから「美まし国」、「御食つ国」と言われるなど、美しい風光と豊富な海の幸に恵まれた地域です。また、古くからの産業や集客交流の歴史も持っており、伝統文化や生活様式が、まちの魅力となっています。

そこで、これまで守り育ててきた豊かな自然や伝統文化を十分に生かし、本市で生まれ育った子どもたちが、「志摩市がふるさとでよかった」と思える環境づくりを目指します。

3. 施策体系図

4つの基本目標の達成に向けて、7つの施策体系を設定します。この計画は、この7つの施策体系に沿って展開していきます。



第4章 施 策

1. 地域における子育ての支援

(1) 多様な子育て支援サービスの充実

保育所における子育て支援サービス

現状と課題

女性の就業率の高まりを背景に、本市でも子育てと仕事を両立させる家庭は増加しています。こうした中、保育所には大きな役割が求められます。

市内には市立保育所が21か所（うち2か所は休所）があり、1,580人の定員に対して、入所者数は1,135人です。市全体としては保育ニーズを満たすだけの定員は確保できていますが、地区によっては入所者の調整が必要な場合もあります。

平成17年2月1日現在

今後、現行サービスの見直し・充実はもとより、時代の流れや保護者のニーズに応じたサービスの提供など、多様な保育ニーズに柔軟に対応していく必要があります。

施策の方向性

「子どもの幸せ」を第一に考えつつ、保護者の多様なニーズに対応するため、弾力的できめ細やかなサービスの提供に努めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
通常保育事業	保護者が就労しているなどの理由により昼間家庭で子育てができない場合に、子どもを保育します。今後の児童数の変化や保護者のニーズ等に応じて、随時、定員の見直しを検討します。
延長保育事業	保護者の就労と育児の両立支援のため、通常保育時間の前後に延長して保育を行います。保護者の多様な就労形態やニーズ等に合わせ、延長時間の拡大や定員の増加等を検討します。
休日保育事業	現在、市立保育所では、日曜日・祝日の保育は行っていません。今後、拠点となる保育所での実施を検討します。

夜間保育事業	現在、市立保育所では、夜間の保育は行っていません。今後のニーズ等に応じて実施を検討します。
一時保育事業	一時保育事業とは、保護者のパートタイム就労、傷病、育児疲れなどの理由で家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育するものです。現在、市立保育所では一時保育を行っていません。拠点となる保育所での実施を検討します。
特定保育事業	特定保育事業とは、パートタイム労働者等の保育ニーズに対応するもので、3歳未満児を対象に、週2・3日程度あるいは午前か午後のみ保育を行うものです。現在、市立保育所では特定保育を行っていません。今後のニーズ等に応じて実施を検討します。
乳児保育事業	現在、0歳児保育を実施している市立保育所は1か所です。今後のニーズ等に応じて、実施保育所数の拡大を検討します。

幼稚園における子育て支援サービス

現状と課題

近年の都市化、核家族化、少子化、情報化など、社会状況の変化が進む中で、子どもたちが生活している家庭や地域社会、あるいは子ども自身の生活は大きな影響を受けています。特に、育児不安を抱く保護者や近隣に相談できる友人等がない保護者の増加、あるいは幼児が高齢者などの地域の人々と交流する機会や異年齢の仲間と遊ぶ場が減少するといった、さまざまな状況が指摘されています。こうした中、幼稚園は、家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者の要請などを踏まえた「幼児教育センター」として、施設や機能の開放などにより、積極的に子育てを支援していくことが求められています。

現在、市内には11か所の公立幼稚園があり、950人の定員に対して、4歳児が234人、5歳児が399人、合わせて633人が就園しています。平成17年2月1日現在

施策の方向性

幼稚園は幼児教育を担うだけでなく、地域の実態や保護者のニーズなどを踏まえた「幼児教育センター」として、積極的に子育てを支援していきます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
通常の保育	<p>教育課程にかかる教育活動として、学校教育法に基づく、組織的、継続的で、意図的な教育活動です。5領域のねらいや内容の達成のために教育課程を編成し、よりよい園環境の整備、計画的な環境の構成をし、日々の遊びを通して幼児理解に努め、幼児期にふさわしい教育を展開しています。また、園行事等により変化と潤いのある生活を確保し、保護者の保育参観、保育参加を通して家庭・地域との連携を図っています。</p> <p>4、5歳児の就園の2年保育と5歳児のみの1年保育を実施しています。今後は、各園ともの3年保育の実施に向け、異年齢での交流の場が必要となってきました。</p>
預かり保育事業	<p>預かり保育事業は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中に実施する教育活動です。保護者の事情により、毎日希望する場合や週何日か希望する場合、幼稚園の設定した終了時間よりも早く帰ることを希望する場合など、さまざまな要望にこたえられるような弾力的運用に努めます。</p>

幼稚園が行う子育て支援活動	園舎・園庭の開放、保護者の交流のための「子育て井戸端会議」、子育て相談（現職教員、教職経験者、カウンセラー等による）、子育て公開講座、子育て情報の提供（「子育てだより」など）、未就園児保育、次代の親となる若いボランティア（中学生、高校生など）・高齢者・子育てサークル等との交流など、保護者も子どもも共に育ち合う場を提供できる体制づくりに取り組みます。
教師の資質・能力の向上	他の幼稚園や保育所、小学校、児童相談所・福祉事務所など、教育・児童福祉等関係機関と緊密な連携を図るとともに、子育て相談に関する研修等を行い、教師の資質・能力の向上に努めます。

地域における子育て支援サービス

現状と課題

核家族化の進行や父親の長時間労働に加え、人間関係が希薄化していく中で、母親が育児不安を抱く傾向が増えています。また、隣近所との関わりが薄れ、子どもと親だけで周囲から隔絶されて一日を過ごす「育児の孤立」も指摘されています。就労している親の育児支援はもとより、就労していない親も含めたすべての家庭に対して、地域での子育て支援が求められています。

施策の方向性

従来の保育サービスや放課後の子どもたちの居場所を充実させるとともに、「親どうしが参加する場、互いに育ち合う場」として、地域で親子が共にふれ合う場所づくりに取り組みます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	児童館などを使って、保護者が働いている家庭などの、おおむね10歳未満の子どもの遊び場、居場所を提供します。今後、実施場所の増設や利用対象年齢の引き上げに努めます。
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	ショートステイは、保護者が疾病、疲労その他の理由により家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合などに、一定期間、児童養護施設などで養育を行う事業です。トワイライトステイは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、子どもを養育することが一時的に困難になった場合などに、生活指導や食事の提供などを行う事業です。 現在、ショートステイについては、児童養護施設に委託して実施しています。事業の周知に努めます。 トワイライトステイについては、現在は実施していません。今後のニーズ等に応じて実施を検討します。
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育)	「乳幼児健康支援一時預かり事業」とは、子どもが病気回復期に一時的に医療機関や保育所等で保育する事業です。現在本市ではこの事業を実施していませんが、今後は、適切な施設等への委託による実施を検討します。

地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターで、子育て相談や子育てサークルの支援、地域の保育サービス情報提供などの支援を行います。現在は、磯部町と志摩町に各1か所、保育所に併設して設置されています。今後、増設を目指します。
あご子育て支援室	「ほっとひろば」等を開催し、親子が交流できる場とするほか、相談事業を実施します。
家庭児童相談	福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、子どもに関するあらゆる相談に対応します。
園庭・園舎の開放	保育所・幼稚園の園庭や遊戯室を開放し、入所(園)している子どもと入所(園)していない子どもとの交流や保護者どうしのふれあいの場とします。
ファミリー・サポート・センター事業	「子どもを預けたい人」と「子どもを預かりたい人」が会員として登録し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。
広報紙等による子育て支援情報の提供	広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、子育てに関する情報を提供します。

保育サービスの質の向上

現状と課題

これまでは、主として保育サービスの「量」の確保を重視した取り組みがなされてきましたが、今後は、「質」の確保・向上についても検討が必要です。

施策の方向性

保育サービスの質を確保するための取り組みを進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
保育士の資質向上	各種研修を通じて保育士の資質向上を図ります。
第三者評価の導入	第三者評価事業の導入や保護者からの評価を得る仕組みなどにより、保育サービスの質の評価を検討します。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

都市化や核家族化、少子化の進展を背景に、地域の連帯意識は薄くなり、家庭・地域の子育て機能は低下していると言われています。子どもの健やかな成長のためには、保育サービスや放課後過ごせる居場所などの公的支援の充実とともに、助け合い・支え合いの精神に基づく地域の連帯が必要です。

施策の方向性

地域で活動を展開する自主的な組織を中心に、地域の人々の知識や技能などを積極的に活用しつつ、地域の連帯感や子育て意識の回復に努めます。また、自主的な子育て活動の輪を、市全体に広がるネットワークとして結びつけ、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりを進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概 要
ファミリー・サポート・センター事業 - 再 掲 -	「子どもを預けたい人」と「子どもを預かりたい人」が会員として登録し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。

(3) 児童の健全育成

現状と課題

子ども一人ひとりの個性を伸ばしながら、自ら学び、考え、主体的に行動し問題を解決する力や、他人と協調し他人を思いやる心など、子どもたちの「生きる力」を培うことが、今後も必要となっています。

施策の方向性

児童館や学校の余裕教室、空き店舗等を活用し、子どもたちの放課後や週末の居場所づくりを進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
児童館	児童館は、屋内外の子どもの遊び場や居場所を提供し、遊びの指導を通して子どもの健やかな成長を支援します。放課後児童健全育成事業の実施場所ともなります。増設を検討します。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) - 再掲 -	児童館などを使って、保護者が働いている家庭などの、おおむね10歳未満の子どもの遊び場、居場所を提供します。今後、実施場所の増設や利用対象年齢の引き上げに努めます。
園舎・園庭の開放 - 再掲 -	保育所・幼稚園の園庭や遊戯室を開放し、入所(園)している子どもと入所(園)していない子どもとの交流や保護者どうしのふれあいの場とします。
民生委員・児童委員活動の充実	民生委員法により厚生労働大臣から委嘱される民生委員は、同時に、児童福祉法による児童委員でもあります。児童委員は、地域の妊産婦や児童の相談に応じ、サービスを適切に利用できるよう援助します。また、今後、子育て支援活動へも積極的に関わるほか、保育所や学校等、子どもが在籍する機関との連携を深めます。
学校施設の開放	子どもと大人が共に取り組めるスポーツやレクリエーション活動の場として、学校施設(グラウンド、体育館など)の開放を積極的に進めます。

子どもの居場所づくり事業	「子どもの居場所づくり事業」は、地域のさまざまな団体の協力を得ながら、体験活動や奉仕活動等を通じて子どもが生きる力を身につけていく事業です。学校週5日制に対応して、土曜日と日曜日に事業が展開されています。今後、平日の放課後を利用した活動も取り入れ、事業を拡大していきます。
あいさつ運動の推進	学校や家庭、自治会、行政等が連携をとり、あいさつ運動を進めていきます。
ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるよう、絵本を贈ります。
児童手当の支給	家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、9歳到達後最初の年度末までの児童を養育している人に手当を支給します。

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

母子保健事業の充実

現状と課題

市民のライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点施設として保健センターが設置され、各種母子保健事業が展開されています。

妊娠届出者数

区 分	旧志摩郡		
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
届 出 者 数	500 人	484 人	408 人

資料：「母子保健報告」(三重県健康福祉部発行)

出生数

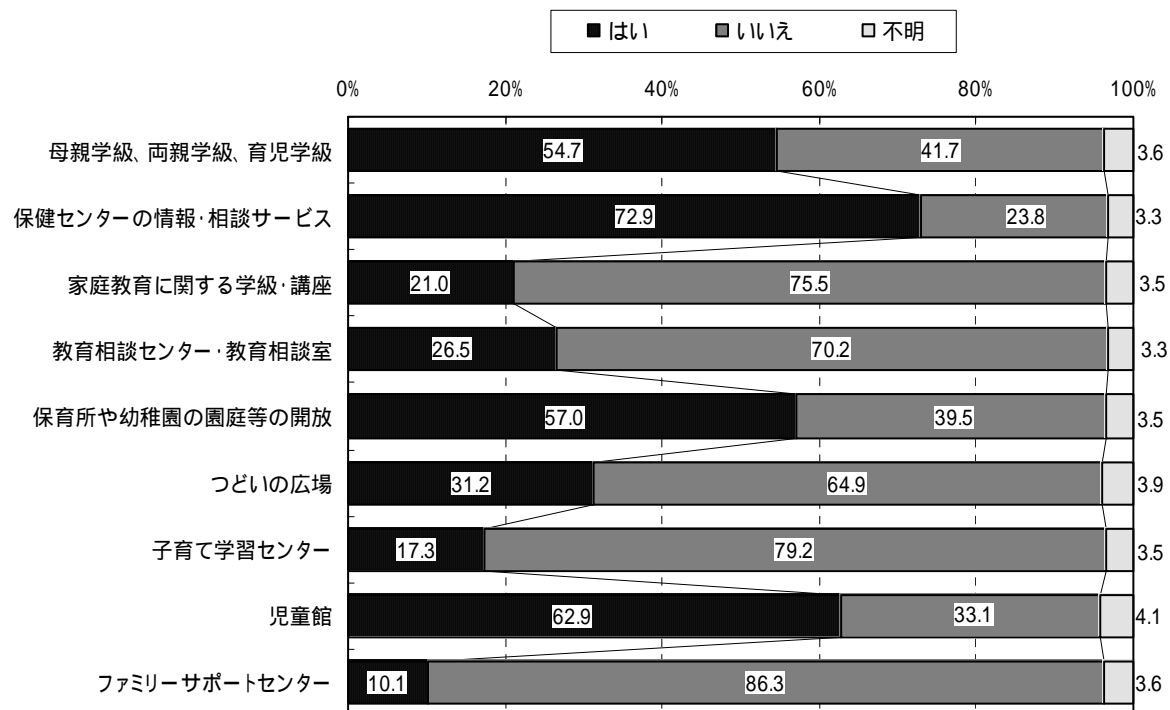
区 分	旧志摩郡		
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
出 生 数	491 人	474 人	467 人

資料：「母子保健報告」(三重県健康福祉部発行)

保健センター設置状況

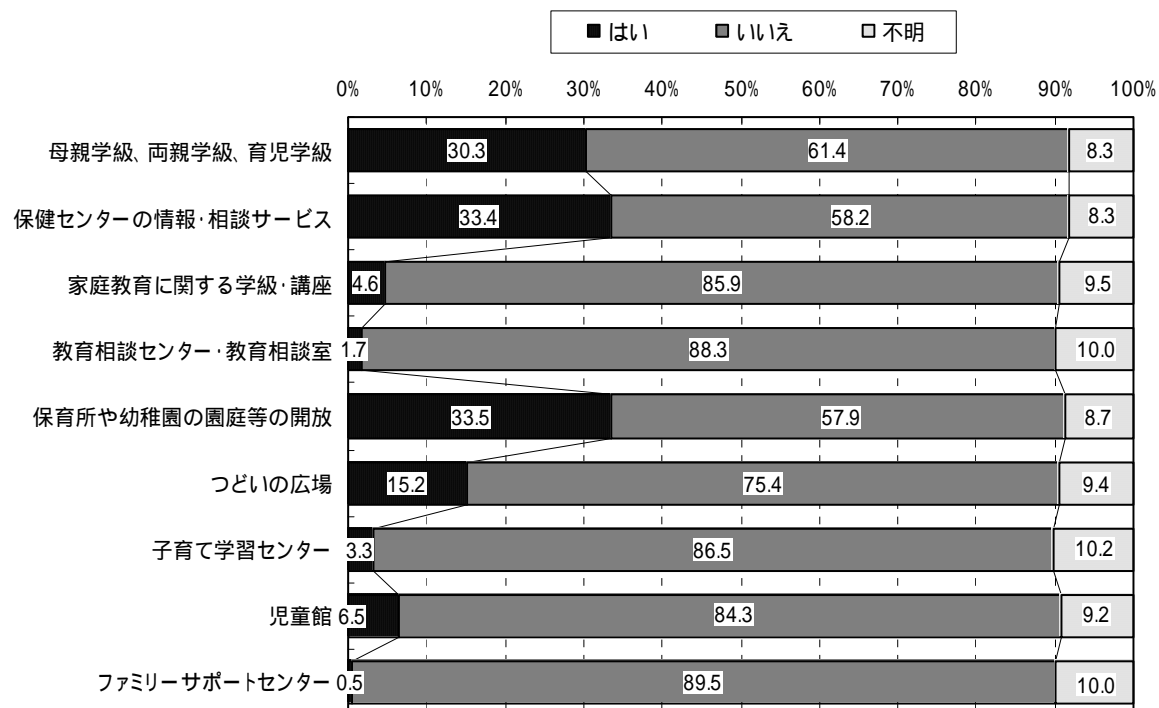
名 称	所 在 地
志摩市総合保健センター	志摩市阿児町鵜方3098番地1
志摩市浜島保健センター	志摩市浜島町浜島1782番地39
志摩市大王保健センター	志摩市大王町波切1985番地4
志摩市志摩保健センター	志摩市志摩町和具1066番地
志摩市磯部保健センター	志摩市磯部町迫間955番地

子育て支援サービスの認知度



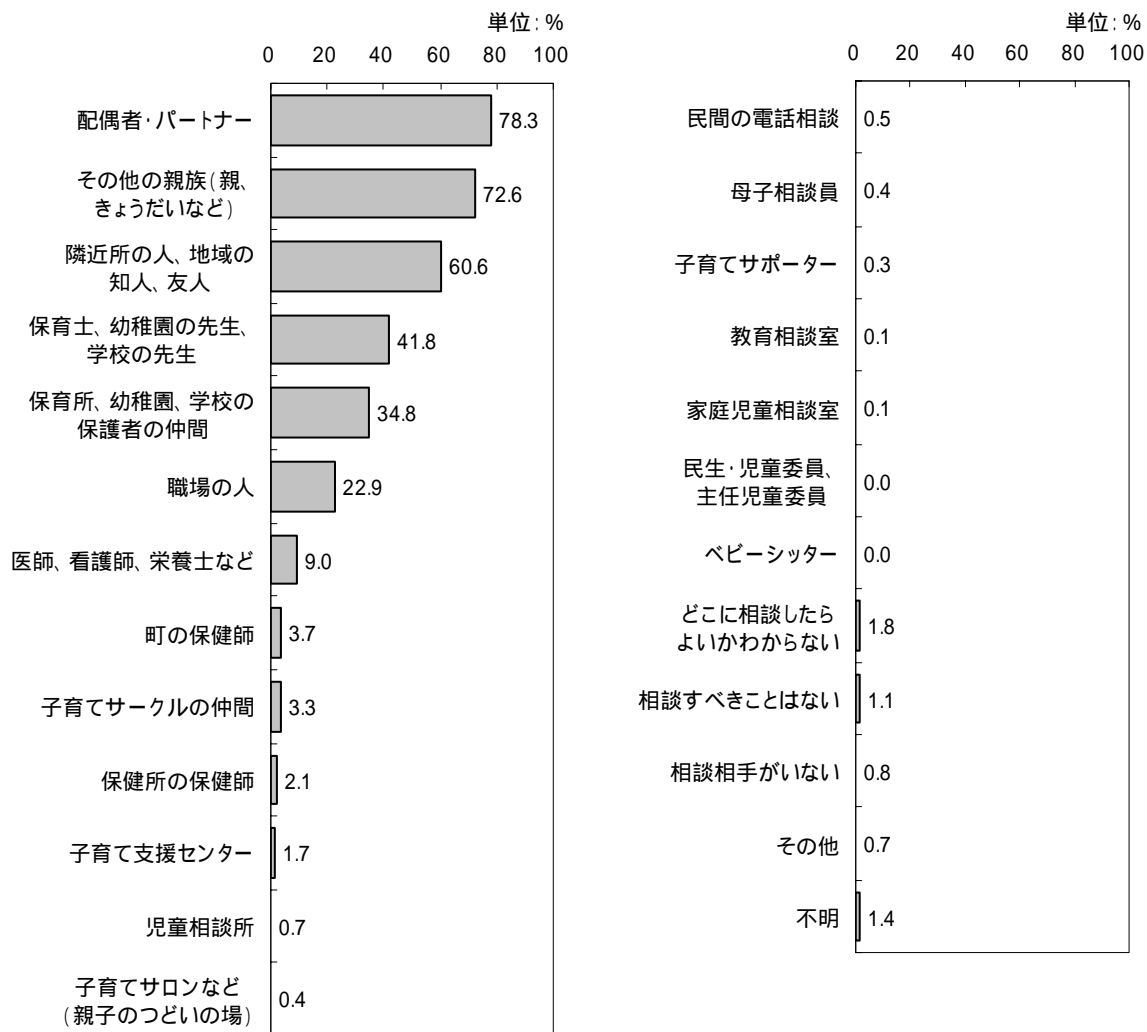
資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」(就学前児童調査)

子育て支援サービスの利用経験



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」(就学前児童調査)

育児に関する相談相手



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」(就学前児童調査)

施策の方向性

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

乳幼児健康診査の場を活用して親を支援し、育児不安の解消に努めます。また、児童虐待予防の観点からも、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概 要
母子保健事業の充実	<p>健康教育(教室)など、母子保健事業の内容や実施方法等について検討し、市民が利用しやすいサービスにしていきます。</p> <p>事業実施にあたっては、個人通知のほか、広報やケーブルテレビ等を活用し、周知に努めます。未受診者に対しても、再度案内したり、保育所等を通じて案内したりするなど、受診を呼びかけます。</p>

- 1 健康診査・予防接種

現状と課題

妊婦健康診査・乳幼児健康診査は、医療機関への委託により実施し、受診費用は市が負担します。健康診査結果は、医療機関から保健センターへ送られます。

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、身体発育、精神発達の面から重要な時期での総合的な健康診査です。いずれも保健センターにおいて、医師会及び歯科医師会の協力を得て、集団で行っています。

歯及び口腔の健康を保つことは、豊かな人生を送るための基礎となるものです。特に子どものむし歯を予防していくことが重要であり、妊娠期、乳幼児期、学童期の各ライフステージに応じた、適切なむし歯予防を推進する必要があります。

予防接種に関する情報提供と予防接種率向上への取り組みが必要です。

妊婦健康診査受診実績

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
対 象 者 数	1,006 人	966 人	771 人	30,900 人
のべ受診者数	942 人	900 人	797 人	32,306 人
受 診 率	93.6 %	93.2 %	103.4 %	104.6 %

資料：「母子保健報告」(三重県健康福祉部発行)

乳幼児健康診査(4か月)受診実績

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
対 象 者 数	535 人	496 人	470 人	17,721 人
受 診 者 数	454 人	443 人	448 人	16,675 人
受 診 率	84.9 %	89.3 %	95.3 %	94.1 %

資料：「母子保健報告」(三重県健康福祉部発行)

乳幼児健康診査(10か月)受診実績

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
対 象 者 数	533 人	524 人	455 人	17,644 人
受 診 者 数	397 人	434 人	400 人	15,905 人
受 診 率	74.5 %	82.8 %	87.9 %	90.1 %

資料：「母子保健報告」(三重県健康福祉部発行)

1歳6か月児健康診査受診実績

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
対 象 者 数	526 人	478 人	486 人	17,993 人
受 診 者 数	489 人	435 人	438 人	16,824 人
受 診 率	93.6 %	91.0 %	90.1 %	93.5 %

資料：「母子保健報告」(三重県健康福祉部発行)

3歳児健康診査受診実績

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
対 象 者 数	578 人	557 人	543 人	18,178 人
受 診 者 数	521 人	505 人	502 人	16,521 人
受 診 率	90.1 %	90.7 %	92.4 %	90.9 %

資料：「母子保健報告」(三重県健康福祉部発行)

歯科健康診査実績(3歳児)

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
1人当たりのむし歯本数	2.5 本	2.7 本	2.3 本	1.8 本

資料：「母子保健報告」(三重県健康福祉部発行)

予防接種実績(1歳6か月児)

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
B C G 接 種 率	91.1 %	92.6 %	94.5 %	95.4 %
3 種 混 合 接 種 率	74.3 %	89.9 %	92.0 %	91.9 %
麻 し ん 接 種 率	51.0 %	62.3 %	76.5 %	87.7 %

3種混合接種は、1期3回済について。

資料：「母子保健報告」(三重県健康福祉部発行)

施策の方向性

1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査については、総合保健センターで定期的
に実施し、住民のニーズを把握しながら、実施方法等について検討していきます。

妊娠中及び出生時から学童までのライフステージごとに、継続的かつ総合的な歯
科保健事業の推進を目指します。

予防接種の目的や重要性について、情報を幅広く提供し、接種率の向上を目指し
ます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概 要
妊 婦 健 康 診 査	妊婦の身体・精神の健康の保持増進のため、医療機関で受け る健康診査の費用を公費負担します。
乳 幼 児 健 康 診 査 (4 か 月 児 健 康 診 査) (1 0 か 月 児 健 康 診 査)	疾病や障害を早期に発見するとともに、よりよい発育発達支 援のための相談等を行います。
1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	疾病や障害を早期に発見し、健康の保持増進を図ります。
3 歳 児 健 康 診 査	
予 防 接 種	予防接種により、病原体を弱め、免疫力をつけることにより、 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防します。定 期予防接種は公費負担し、種類により医療機関での個別接種 と保健センターでの集団接種により実施します。
歯 科 保 健	保健センター・保育所・幼稚園・小学校・歯科医師会等関係 機関の連携を図り、各種健康診査・教育(教室)・予防処置 などを行っていきます。

- 2 訪問指導・保健指導

現状と課題

保健師が、妊産婦や新生児等のいる家庭を訪問し、相談・助言を行います。実施体制が十分とれない現実もありますが、妊娠・分娩に対する不安や育児不安を抱える保護者を支援するため、事業の充実が求められます。

最近では医療機関で両親（母親）学級を受けられる体制が整っています。

両親（母親）学級実績

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
開 催 回 数	12 回	13 回	5 回	366 回
参 加 者 数	47 人	67 人	10 人	4,327 人

資料：「母子保健報告」（三重県健康福祉部発行）

育児学級（乳児）実績

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
開 催 回 数	6 回	12 回	24 回	683 回
参 加 者 数	87 人	103 人	307 人	17,179 人

資料：「母子保健報告」（三重県健康福祉部発行）

育児学級（幼児）実績

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
開 催 回 数	57 回	52 回	45 回	1,314 回
参 加 者 数	941 人	780 人	929 人	33,375 人

資料：「母子保健報告」（三重県健康福祉部発行）

健康相談実績

区 分	旧志摩郡			三重県
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度
妊 婦 健 康 相 談	112 件	113 件	74 件	2,680 件
乳 児 健 康 相 談	523 件	565 件	789 件	12,576 件
幼 児 健 康 相 談	396 件	396 件	419 件	13,358 件

資料：「母子保健報告」（三重県健康福祉部発行）

第4章 施策

主な育児学級(平成15年度)

旧町名	名 称
浜島町	親子でヘルシー教室
大王町	育児教室 離乳食教室 おしゃべり広場
志摩町	のびのび教室
阿児町	離乳食教室
磯部町	ゆりかご講座 ひよこクラブ まめまめクラブ ぴかぴか広場 すくすくお誕生日会

施策の方向性

保健師による訪問指導や健康教育・健康相談を行い、安心して子育てができる環境を整えていきます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概 要
第 1 子 訪 問 乳 幼 児 家 庭 訪 問	育児環境や乳幼児の発育発達状況の把握及び保健指導を行います。
フ ォ ー ク - 教 室	支援が必要な家庭に対し、親子の関わりを中心とした学習と仲間づくりを通して、子育てを支援します。

妊娠期からの継続した支援体制の整備

現状と課題

いわゆる「里帰り出産」の場合は、身体的にも精神的にもゆったりと過ごす中、家族や地域の人から育児についての支援を受けることができました。最近、少子化・核家族化が進み、妊娠中からの継続した支援が必要となってきました。

子育て支援のためのサービスについて、認知度が高いものでも、実際の利用はその半分程度です。住民ニーズを把握し、検討していく必要があります。

施策の方向性

妊娠中は、身体的にも精神的にも不安定になりがちです。また、子育て中の保護者は地域の中で孤立しがちです。情報提供・相談・支援・交流等の機会を身近なところで確保できるよう努めます。

地域子育て支援センターなど、子育て支援の拠点の整備・充実に努めるとともに、子育てサークルの育成・支援にも努めます。

保健センターが行う公的な事業と、ボランティアや子育てサークル等が行う育児支援活動との協働に努めます。多様な機関による多様なサービスが確保され、利用者が主体的に選択できるよう努めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした人に、妊産婦や乳幼児に関する行政サービス情報、保護・育児情報を掲載した母子健康手帳を交付します。
母子健康管理事業	出生児や転入した乳幼児に対し、個別に健康管理カードを作成し、母子の健康状態や子どもの発育発達状態を継続的に見守ります。
妊婦健康相談	妊娠の届出をした人に、個別に面接し、妊婦の身体状況・生活の状況等について、相談を受け必要に応じて保健指導を行います。
7か月児健康相談	よりよい発育発達支援のため、個々に応じた相談等を行います。また、保護者の育児不安の軽減を図り、子育てを支援します。
12か月児健康相談	
乳幼児健康相談	
乳幼児ネットワーク	関係機関との連絡調整・検討を通して、子どものよりよい発育発達を促すための環境を整えます。

誤飲、転落・転倒、やけど等の事故予防のための啓発

現状と課題

子どもの死亡原因として、不慮の事故は大きな割合を占めます。乳幼児が家庭の風呂で溺死する事故や児童生徒の交通事故なども発生しています。家庭、学校、地域が一体となった事故予防対策が必要です。

喫煙についての配慮が必要です。妊婦自身や周囲の人の喫煙が早産や低出生体重児出産につながったり、乳幼児突然死症候群（SIDS）、気管支炎、気管支喘息等へも影響したりします。たばこの誤飲・誤食も起こりえます。

年齢別・死因別死亡数(平成13年度)

区 分	三重県		
	0～4歳	5～9歳	10～14歳
感染症及び寄生虫症	8	-	-
新生物	3	-	1
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	1	-	-
内分泌、栄養及び代謝疾患	1	-	-
精神及び行動の障害	-	-	-
神経系の疾患	-	-	1
眼及び付属器の疾患	-	-	-
循環器系の疾患	2	1	2
呼吸器系の疾患	-	-	-
消化器系の疾患	3	-	-
皮膚及び皮下組織の疾患	-	-	-
筋骨格系及び結合組織の疾患	-	-	-
尿路性器系の疾患	1	-	-
妊娠、分娩及び産じょく	-	-	-
周産期に発生した病態	16	1	-
先天奇形、変形及び染色体異常	33	-	-
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査	3	-	-
乳幼児突然死症候群	3	-	-
その他	-	-	-
傷病及び死亡の外因	12	9	9
不慮の事故	9	9	6
交通事故	3	5	5
転倒・転落	1	-	-
不慮の溺死及び溺水	1	4	-
不慮の窒息	1	-	-
煙、火及び火炎への曝露	3	-	1
有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	-	-	-
その他の不慮の事故	-	-	-
その他	3	-	3

資料：「衛生統計年報」（三重県健康福祉部発行）

施策の方向性

子どもの事故の多くは予防可能です。健康診査等の機会を活用し、誤飲、転落・転倒、やけど等の事故予防のための啓発活動を進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
事故防止の啓発	発達段階に応じた具体的な事故予防方法を、健康診査等の機会を通じて周知啓発します。 講習会等により、救急法を周知します。

親の心の支援

現状と課題

近年、育児不安や孤立感を持つ保護者が増えています。また、若年結婚であったり、核家族であったりして、支援が必要な保護者もいます。育児不安を取り除くための取り組みや社会的な支えが必要です。

低出生体重児の割合が増えています。子どもが低出生体重児として生まれた場合、親の不安も大きく、育児への支援が必要です。中には、親に心の余裕がなくなり、児童虐待につながることもあります。

施策の方向性

妊娠・出産・産じょく期の女性は、短期間で大きな心身の変化を迎えます。母親の健康を、社会的・精神的側面から支えることが大切です。また、この時期の支援は、母子の愛着形成を促し、子どもの心の安らかな発達にもつながります。出産の前後を通じて、関係機関の連携により、総合的に支援します。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概 要
健康診査等の充実	健康診査や乳幼児健康相談を、疾患や障害の発見だけでなく親子関係や親子の心の状態を把握する場とするとともに、子育ての不安や悩みなどの相談に対応する場とします。
第 1 子 訪 問 - 再 掲 -	育児環境や乳幼児の発育発達状況の把握及び保健指導を行います。
乳 幼 児 家 庭 訪 問 - 再 掲 -	
フ ォ ー ク - 教 室 - 再 掲 -	支援が必要な家庭に対し、親子の関わりを中心とした学習と仲間づくりを通して、子育てを支援します。
乳 幼 児 ネットワーク - 再 掲 -	関係機関との連絡調整・検討を通して、子どものよりよい発育発達を促すための環境を整えます。
未 熟 児 訪 問 指 導	保護者が2500グラム未満の乳児(低出生体重児)を出生したとき、届出により、必要に応じて保健所職員が訪問します。

母性の健康の確保

現状と課題

母性の健康確保のためには、周産期医療体制の充実が欠かせません。三重県では、国立病院機構三重中央医療センターが総合周産期母子医療センターの指定を受けています。また、県内4医療機関が地域周産期母子医療センターに指定されており、本市に最寄りの機関は山田赤十字病院です。

不妊治療については、三重県立看護大学内に三重県不妊専門相談センターが設置され、不妊相談に対応しています。また、特定不妊治療（体外受精、顕微鏡受精）の経済的な負担を軽減するため、県の助成制度があります。

施策の方向性

母性の健康が確保されるよう母子保健事業の充実に努めるとともに、各種情報の周知に努めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
母子健康手帳の交付 - 再掲 -	妊娠の届出をした人に、妊産婦や乳幼児に関する行政サービス情報、保護・育児情報を掲載した母子健康手帳を交付します。
妊婦健康相談 - 再掲 -	妊娠の届出をした人に、個別に面接し、妊婦の身体状況・生活の状況等について、相談を受け必要に応じて保健指導を行います。
「母性健康管理指導事項連絡カード」の周知	「母性健康管理指導事項連絡カード」は、主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦が事業主に的確に伝えるのに役立つカードです。働く女性の妊娠・出産が安全なものとなるよう、このカードの活用などを呼びかけます。
不妊治療に関する情報提供	三重県不妊専門相談センターを紹介するなど、不妊治療に関する情報提供を行います。

(2) 食育の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供

- 1 発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供

ア) 子ども全般

現状と課題

核家族化や、家事労働時間の短縮化が進む中、おかずを自宅で作らず、買ってくる保護者が増えています。便利になった反面、「家庭の味」は、どんどんなくなっています。また、家族で食事を共にする時間が減少しており、いわゆる「孤食」が増えてきています。

施策の方向性

正しい食生活は、子どもたちの心身の健やかな発達に不可欠です。乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図っていく必要があります。教育、保健、福祉などの各分野が連携し、子どもの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
郷土料理などによる世代間交流	郷土料理などによる世代間交流を進めます。また、家族が共に食事をする事の大切さを呼びかけます。
離乳食指導・相談	月齢に応じた食物の形態や摂取方法について指導し、乳幼児期によい食習慣を形成します。
7か月児健康相談 - 再掲 -	よりよい発育発達支援のため、個々に応じた相談等を行います。また、保護者の育児不安の軽減を図り、子育てを支援します。
12か月児健康相談 - 再掲 -	
乳幼児健康相談 - 再掲 -	
妊婦健康相談 - 再掲 -	妊娠の届出をした人に、個別に面接し、妊婦の身体状況・生活の状況等について、相談を受け必要に応じて保健指導を行います。

イ) 保育所・幼稚園

現状と課題

生活リズムの乱れによる不規則な食事や栄養の偏り、朝食をとらずに登所・登園するので疲れやすかったり朝から眠ってしまったりする、咀嚼力低下、実体験の少なさによる食に対する知識不足などの現状が、子どもたちに見られます。

食物アレルギーを持つ子ども一人ひとりに合わせた給食等が必要です。

施策の方向性

子どもの食生活が、心と体に大きな影響を及ぼすことから、乳幼児期からの適切な食習慣の定着や「食」を通じた豊かな人間形成や家族関係づくりを通して心身の健全な育成を図ります。

保育所・幼稚園での給食等は、食物アレルギーを持つ子どもに応じたものとしていきます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
保護者への啓発	保護者に対し、子どもの発達における食の大切さを啓発します。
アレルギー食(代替食・特別食)対応の推進	成長期の栄養摂取の観点から、食物アレルギー食(代替食・特別食)を学校給食対応として積極的に提供するようにします。

ウ) 小学校・中学校

現状と課題

子どもたちは、食べたいものを気軽に買えるようになりましたが、体のことを考えると心配な面があります。また、食材の本来の姿を知らない子どもや、旬が分からない子どもが増えています。

学校での食の指導は、学校栄養職員等による専門性を生かした授業が少ないのが現状です。

肥満児やアレルギーを持つ児童が増えています。また、高学年女子の痩身願望が増えています。

施策の方向性

偏った栄養摂取等の食生活の乱れに起因する児童生徒の心身の健康上の諸問題の増加が著しいことから、食に関する課題解決に向けた「食に関する指導」の一層の充実を図ります。

食物アレルギーの児童生徒が健康被害の心配なく、成長に見合った栄養量を摂取するとともに、楽しく食事できるように努めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
専門性を生かした食の指導	学校での食の学習では、学校給食と連携した授業を実施し、学校栄養職員から直接食に関する指導を受けるなど、学校栄養職員・調理員等を外部講師として定期的に招き、その専門性を生かした食の指導を行います。
体験活動・参加型の取り組み	小学生ぐらいになると、自分たちでも料理できるようになるので、作る楽しみ、食べる楽しみを経験できる料理教室があれば、食べ物に対するしっかりした考えを持つよい機会と考えられます。学校の家庭室(調理室)を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めます。
生産者と連携した食の教育	地産地消の意義から、学校給食に地域の特産物を取り入れるようにします。また、作物の生育畑を見学したり、農業・漁業体験を行ったりして、生産者と連携した食の教育を行います。

アレルギー食（代替食・特別食）対応の推進 - 再掲 -	成長期の栄養摂取の観点から、食物アレルギー食（代替食・特別食）を学校給食対応として積極的に提供するようにします。
--------------------------------	--

- 2 食生活

現状と課題

これまでも、料理教室はありましたが、時間的にも地理的にも参加しづらい面もありました。また、食生活や栄養について相談できる場があまりありません。

共働き家庭では、夕食が不規則になったり、調理に時間がとれなくなったりしがちです。

子どもの偏食をなくすには、保護者への啓発が欠かせません。「朝食を必ずとっている」と言う家庭であっても、その食事内容について留意する必要があります。

施策の方向性

偏食が及ぼす健康への影響や、無理なく食べられるようになる調理方法の工夫等の啓発に努めます。また、朝食欠食が生活習慣病、特に肥満、糖尿病、動脈硬化に関連することから、健康的なライフスタイルの確立の啓発に努めます。

朝食を食べずに登園（所・校）する子どもなど、支援が必要な家庭への対応を検討します。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
学校設備を活用した食の指導	保護者への啓発として親子料理教室等を開催し、学校栄養職員・調理員による食に関する指導を行います。その場合、学校設備を有効に活用します。
相談体制の整備	食生活や栄養について相談を受けられる機会を整えていきます。 献立の紹介など、家庭への支援方法について検討します。
食育ボランティア等との連携	食育ボランティア等、地域の主体的な活動を支援するとともに、育児教室や中学校・高校に講師として招くなど、積極的に連携していきます。

妊産婦を対象とした食に関する学習の機会や情報提供

現状と課題

妊産婦自身のために栄養面での相談・指導が必要であるほか、生まれてくる子どもの母親として、食に関する学習の機会が必要です。

施策の方向性

離乳食指導・相談などにより、食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
離乳食指導・相談 - 再掲 -	月齢に応じた食物の形態や摂取方法について指導し、乳幼児期によい食習慣を形成します。
妊婦健康相談 - 再掲 -	妊娠の届出をした人に、個別に面接し、妊婦の身体状況・生活の状況等について、相談を受け必要に応じて保健指導を行います。

食物アレルギーを持つ子どもへの支援

現状と課題

食物アレルギーを持つ子どもが増えています。給食等の除去食対応や相談窓口の確保など、子どもやその家庭への支援が必要です。

施策の方向性

食物アレルギーに関して、家庭や関係機関への支援方法を検討します。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
食物アレルギーに関する指導・相談	健康相談、健康診査などの機会を利用し、食物アレルギーに関する指導及び相談を行います。
情報提供及び関係機関の連携	広報等を活用し、食物アレルギーに関する正しい知識や対応についての情報提供を行います。 関係機関が連携のもと、食物アレルギーに関する理解を深め、支援を検討します。

(3) 思春期保健対策の充実

性に関する健全な意識のかん養、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及

現状と課題

人工妊娠中絶や性感染症の増加、薬物乱用、喫煙・飲酒の増加などの傾向が見られ、こうした行動が思春期の子どもたちの健康をむしばんでいます。

インターネット等には性情報があふれ、悪影響も無視できません。子ども自身が情報を主体的に判断する力をつける必要があります。

男女が相互に理解することの必要性、避妊方法、母胎の健康の大切さ、命の大切さ、子どもを産み育てることの大切さなどを、地域の中で広めていく必要があります。

学校での性教育は、学級担任に養護教諭や保健師が加わる形での授業が増えています。ただ、専門知識や実態についての情報が不足していたり、年間カリキュラムの中、性教育の時間数が限られたりするなどの現実があります。また、医療機関をはじめとする他の関係機関との連携や、小学校・中学校・高等学校間の系統性が不十分といった課題もあります。

核家族化の進行などにより、思春期の子どもたちが乳幼児に接する機会が減っています。自分の子どもができて初めて乳幼児に関わる人も多く、いざ親となったときの戸惑いも大きいと思われまます。

施策の方向性

性に関する健全な意識のかん養とあわせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

保健、医療、教育、福祉、警察等をはじめとした各分野での取り組みを強化するとともに、分野間の連携も強化します。

中学生・高校生と乳幼児がふれあう体験等を通して、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義を理解するための取り組みを進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
支援体制の充実	<p>定期的に情報交換を行う場の設置や個別の事例に対して関係機関による検討を行う場の設置について検討します。</p> <p>地域での相談体制を充実させます。また、広報等を活用し、性に関する正しい知識や性感染症の危険性などについての啓発を行います。</p>
学校での性教育の充実	<p>学校での性教育で、専門的な知識や必要な指導については、養護教諭や、医師・保健師等校外の専門職を積極的に講師に招いて指導します。</p> <p>性教育に関して研究を進め、手引きや実践集などを作成し、小学校・中学校・高等学校間の系統性のある教育を行います。</p>
情報を主体的に判断する力の養成	<p>メディア・リテラシー（メディアを選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力）向上のための取り組みを行います。</p>
父親体験・母親体験	<p>中学生・高校生等が乳幼児と関わり、命の大切さを実感できる機会を持つため、育児サークルや乳幼児相談への参加、保育所・幼稚園・児童館等の訪問などを行う場を設定します。</p>

煙草や薬物等に関する教育

現状と課題

喫煙の低年齢化が進み、小中学生の喫煙が増加傾向にあります。これは、子どもがたばこの体への悪影響を知らないことが大きな原因となっているようです。

未成年の薬物乱用が深刻な社会問題となっています。覚せい剤を「スピード」や「エス」など抵抗感のない名前に変えたり、「ダイエットに効果がある」「疲れがとれる」といった情報に惑わされたりし、一度くらいならと軽い気持ちで手を出す青少年が増えています。

補導状況(喫煙・飲酒)

区 分	平成12年度	平成13年	平成14年	平成15年
喫 煙	420人	545人	1,024人	1,087人
飲 酒	19人	31人	22人	55人

鳥羽警察署が補導した少年の人員。

資料：鳥羽警察署資料による。

施策の方向性

喫煙に対する態度や自分の体を大切にする心の育成を目標とした薬物乱用防止教育の充実を図ります。

喫煙・薬物乱用防止教育を実施するにあたっては、家庭や地域の連携が不可欠です。連携を基盤として防止教育を進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概 要
学 校 で の 啓 発	喫煙や薬物等に関する学校教育を充実させます。
地 域 で の 啓 発	母子保健事業を行う中で、喫煙の害についての啓発活動を充実させます。 受動喫煙をなくす施設設備、分煙化、未成年の喫煙者への対応の強化などの対応を進めます。

学童・思春期における心の問題に係る専門家の確保及び地域における相談体制

現状と課題

心身症、不登校、引きこもり、思春期やせなど、思春期特有の心の問題が、深刻化・社会問題化しています。不登校児やその家族、教育関係者を支援するため、志摩教育支援センターが設置されています。

スクールカウンセラーや心の教室相談員が配置されていますが、十分な人数が配置されているとは言えません。

志摩教育支援センター

名 称	志摩ふれあい教室
所 在 地	志摩市阿児町鷓方2014番地5
設 置 目 的	不登校児童生徒及び保護者、教育関係者に対して相談活動を行うとともに、当該児童生徒の自立を促し学校復帰を支援します。

志摩ふれあい教室相談実績

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
面 接 相 談	125件	267件	378件	405件
電 話 相 談	277件	402件	375件	353件

資料：志摩ふれあい教室資料による。

スクールカウンセラー等配置状況(平成15年度)

区 分	配 置 校
スクールカウンセラー	磯部中学校 東海中学校
心の教室相談員	波切中学校 船越中学校 東海中学校 浜島中学校 和具中学校

施策の方向性

子どもが抱えるさまざまな悩みを解決するためのカウンセリング体制や不登校児童生徒のためのサポートをより充実するよう努めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概 要
専 門 性 の 確 保	スクールカウンセラー等、専門職の確保に努めます。また、相談室(児童生徒からの相談に対応するスペース)の確保に努めます。
関 係 機 関 の 連 携	思春期の心の問題に対して、保健センターや教育委員会、医療機関などによる事例検討を行うなど、関係機関の連携を図ります。

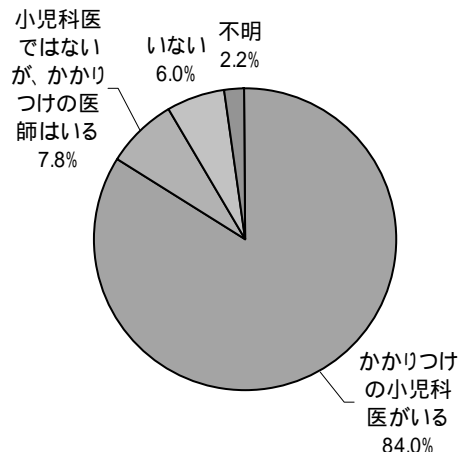
(4) 小児医療の充実（小児救急）

現状と課題

小児医療に関しては、疾患の診断や治療だけでなく、乳幼児の発育発達の評価、育児上の問題に関する相談、予防接種を中心とした疾患の予防、家庭や学校での健康上の問題の解決など、医療や保健の幅広い範囲での活動が求められます。

「休日や夜間に子どもの具合が悪くなったとき病院を紹介してもらおうが、小児科医がいないことが多いので困る」といった声が聞かれます。ニーズ調査によれば、かかりつけの小児科医がいる人が84パーセントいますが、その病院は自宅近くにあるのだろうかという疑問もあります。また、市内には産婦人科は、県立志摩病院のみで、妊婦の不安が大きくなっています。

かかりつけの医師の有無



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」（就学前児童調査）

救急医療体制（平成15年度）

区分	概要	当地域の該当病院
1次救急医療体制	休日・夜間における地域住民の急病患者的の医療を確保する。休日夜間救急センターまたは在宅当番医制で実施。	大王病院 前島病院 志摩医師会
2次救急医療体制	休日・夜間における入院治療を要する重症救急患者に対する医療を確保する。病院群輪番制により実施。	県立志摩病院
3次救急医療体制	生命に関わる重篤救急患者に対する医療を確保する。	山田赤十字病院救命救急センター

志摩広域地域救急医療情報センター実績

区 分	旧志摩郡			
	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
情報提供件数	795 件	936 件	978 件	969 件
うち小児科	273 件	322 件	357 件	355 件

資料：志摩広域消防組合資料による。

みえ子ども医療ダイヤル

電 話 番 号	0 5 9 6 - 2 7 - 5 3 6 8 （南勢地区）
相 談 内 容	子どもの病気、子育ての悩み、予防接種など、子どもの健康や保健に関するあらゆる問題。

施策の方向性

小児医療は、安心して子どもを生み育てるための基盤となるものです。小児医療の充実、小児救急医療体制・周産期医療体制の整備については、県や近隣市町村、関係機関との連携のもと、安心できる体制づくりに取り組みます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概 要
福 祉 医 療 費 の 助 成	心身障害者、ひとり親家庭、乳幼児の医療費の一部を助成します。
助 産 施 設 入 所	保健上必要がありながら経済的理由により入院助産を受けることができない場合に、入院助産費用を公費負担します。
小 児 救 急	日曜日・祝日の午前、県立志摩病院で小児科医が診察します。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

現状と課題

以前に比べ、家庭（特に親）の子育てに関する意識が変化し、子育てに関心のある人（過干渉・過保護等）と関心のない人（無関心・放任等）の差が大きくなっているように思われます。

保育時間の延長や休日保育の実施など、保護者の立場に立った施策が必要ですが、まずは「子どもの幸せ」を第一に考える必要があります。

自分の子どもが生まれて初めて子どもに接する保護者が多い現状の中、思春期のころから育児について学べる環境づくりが必要となっています。

施策の方向性

子どもたちの健やかな成長が優先される地域づくりを目指します。

次代の親となる中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう努めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
乳幼児とふれあう機会の拡大	中学生の職業体験学習を通して、乳幼児とふれあう機会を広げていきます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状と課題

子どもたちは、ゆとりある生活の中でさまざまな体験を通して、自ら考える力や豊かな人間性、生きる力を育てていく必要があります。地域全体が連携し、子どもたちの健やかな成長を促す事業を展開していくことが求められています。

施策の方向性

学校教育では、子どもたちの基礎的な学力の向上も重要ですが、あわせて、生きる力を育む教育を推進します。子どもたちの個性を生かしながら、教育内容の充実や指導方法の改善に努め、地域に根ざした学校づくりを進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
教育内容の充実	急激な社会の変化に主体的に対応できる力を育成するため、体験的学習を積極的に取り入れ、学ぶ喜びや楽しさを体得させながら、豊かな心や生きる力を育めるような教育内容の充実に努めます。
専門的な相談体制の強化	非行や不登校に対応する専門的な相談体制を強化し、学校と家庭、地域、関係機関との連携を図ります。
学校評議員制度の活用	地域に根ざした特色ある学校づくりを目指し、学校評議員制度を活用します。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

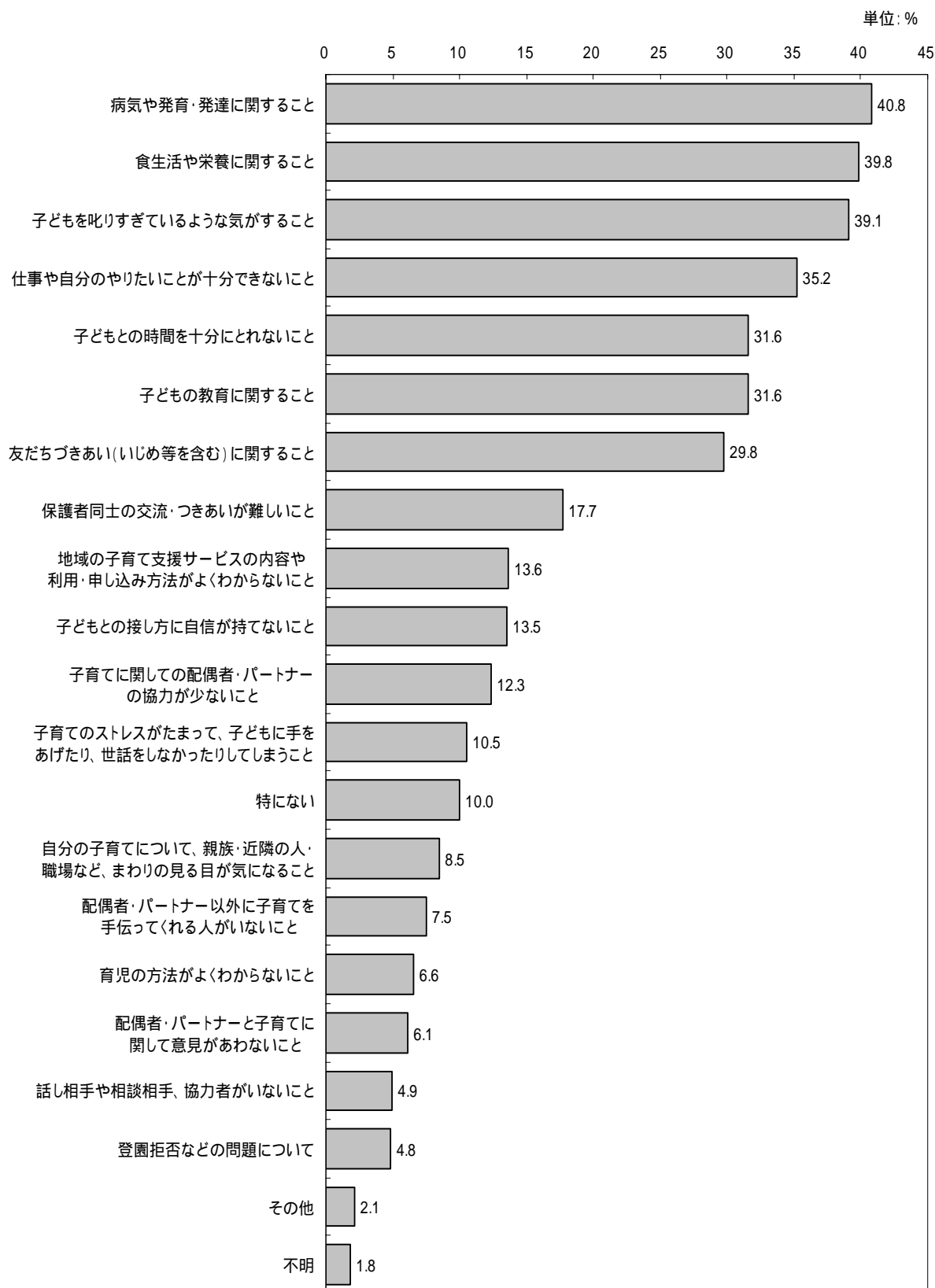
ニーズ調査によれば、比較的多くの方が「子どもを叱りすぎているような気がする」と答えています。叱り方やしつけ方に悩んでいる母親たちも少なくありません。

子どもを育てる上で、他人の子どもでも注意しあえる地域づくりが大切です。地域で気軽に声を掛け合える環境を整えていくことで、隣近所や地域の方が育児の相談相手となり、各施設サービスの認知・利用にも積極的になれると思われます。

地域活動やグループ活動について、「参加している」「参加したい」を合わせると7割近くにのぼっており、関心の高さをうかがわせます。特に、スポーツ活動の希望が多くなっているとともに、社会福祉活動や社会貢献活動の希望も半数を超えています。

スポーツ団体数も年々増加していますが、どのような団体があるのか把握しにくい現状があります。

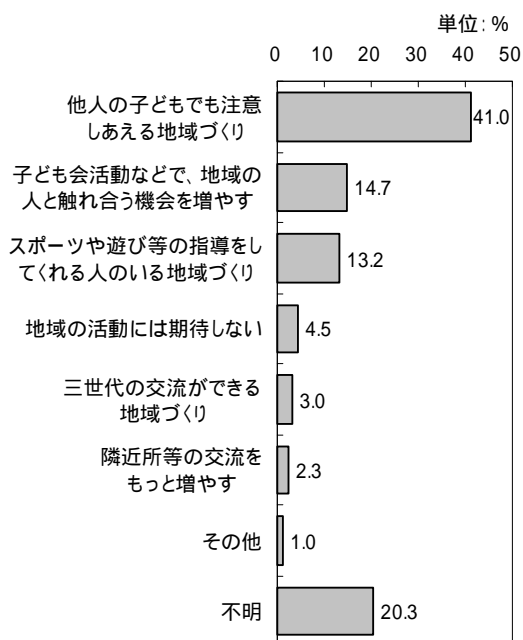
育児に関する悩み



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」(就学前児童調査)

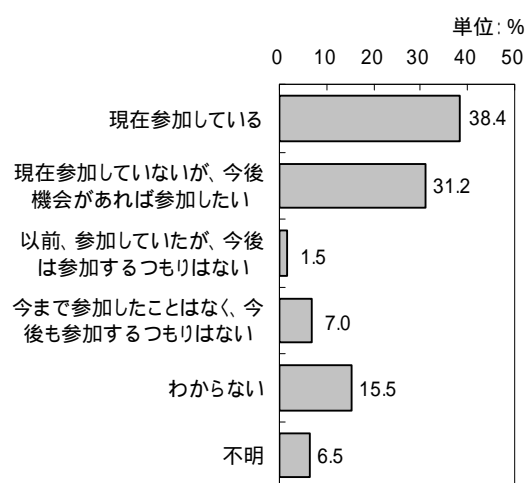
第4章 施策

地域づくりで大切だと思うこと



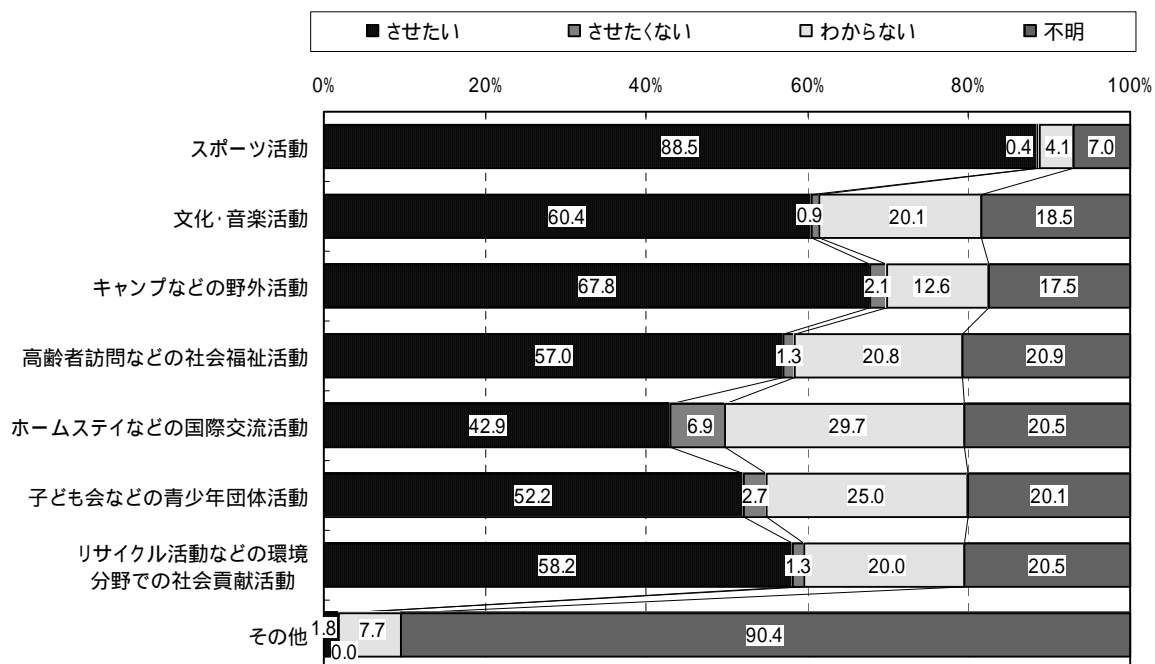
資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」
(小学校児童調査)

地域活動やグループ活動への参加



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」
(小学校児童調査)

今後希望する活動内容



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」(小学校児童調査)

施策の方向性

子どもの多様なスポーツニーズにこたえるスポーツ環境の整備を図ることなどにより、地域の教育力の向上を図ります。

子どもたち一人ひとりが人間としてかけがえのない存在であると実感しながら家庭で生まれ、家庭や社会の一員として適切な他者との関係を築くことができるよう、家庭での教育を支援するために、保護者や子どもに身近で関わる人たちを対象とした学習機会や情報提供を進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
総合型地域スポーツクラブの設置	体育協会やスポーツ少年団、子ども会、各種団体など、市内で行われているさまざまな活動を取りまとめる総合型地域スポーツクラブの設置について検討します。
スポーツ指導体制の強化	幅広い住民のニーズに応えることができるよう、多種目にわたる指導者やスポーツボランティアの発掘・確保に努めるとともに、研修会などを通して、スポーツ指導体制の強化を図ります。
支援体制の確立	「文化体験活動」「ボランティア体験活動」「スポーツ体験活動」の3本柱を中心に、地域の子どもたちがさまざまな体験活動に積極的に参加できる支援体制を確立します。あわせて、指導者の確保、各種団体の各事業間の連携・協力体制に加え、公共施設の有効活用も検討します。 スポーツ少年団等、地域で活動する団体についての情報提供を行います。
イベントの開催	単発のイベントや、会員制での遊び、体験型の会を各地区で実施します。
ブックスタート事業 - 再掲 -	絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるよう、絵本を贈ります。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

子どもたちが健全に成長するためには、子どもたちをとりまく環境の整備も重要な課題です。

施策の方向性

地域や関係機関等と連携して、子どもに対して悪影響を及ぼす有害環境への対策を講じます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概 要
啓発活動の推進	有害環境等を防止するため、広報紙等を通じて啓発活動を推進します。

4. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

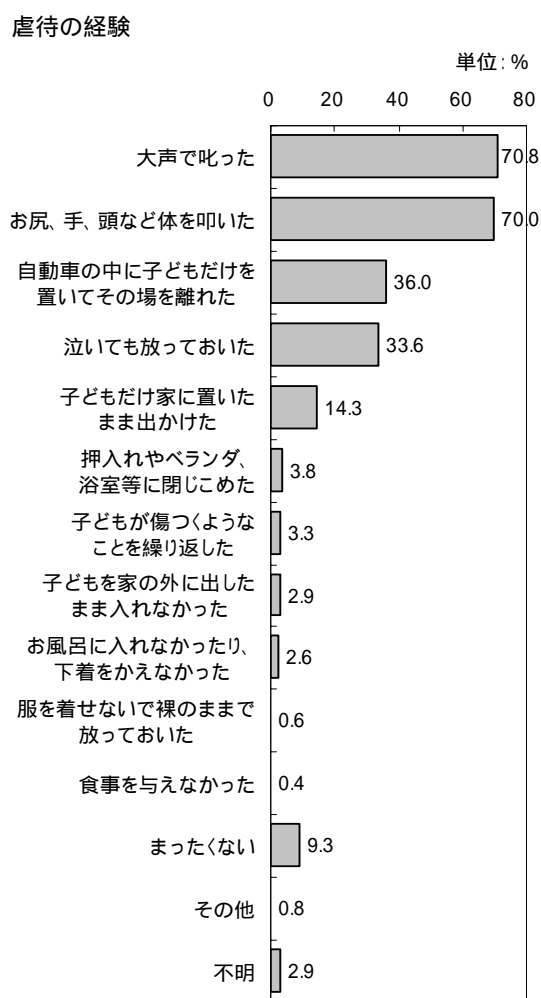
児童虐待の件数は、年々増加しています。ニーズ調査でも、「大声で叱った」や「お尻、手、頭などを叩いた」が7割を超えており、「自動車の中に子どもだけを置いてその場を離れた」も4割近くにのぼっています。多くの子育て家庭が子育てへの不安感や負担感を感じている現在、子どもへの虐待は、だれにでも起こりえます。

子どもが保育所や幼稚園、学校などへ通う以前は、周囲に気づかれず、適切な支援がなされない心配があります。

施策の方向性

育児不安を持つ保護者を早期に適切に支援するため、相談支援体制を充実させます。

子どもへの虐待に適切に対応するには、関係機関の連携が不可欠です。地域の関係機関が連携し、虐待の予防、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を行います。



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」
(就学前児童調査)

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
要保護児童対策地域協議会	「志摩市児童虐待防止ネットワーク」を「志摩市要保護児童対策地域協議会(仮称)」に改組するとともに、関係機関の連携体制を強化します。
児童虐待防止マニュアルの作成	関係機関等が適切に児童虐待に対応できるよう、マニュアルを作成します。
家庭児童相談 - 再掲 -	福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、子どもに関するあらゆる相談に対応します。
CAPプログラムの実施	子どもが自分自身で暴力から身を守る方法を実践的に学ぶCAPプログラムを実施します。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

ひとり親家庭は、日常生活全般にわたる対応を一人で行わなければならない場合が多く、精神面や経済面での負担が大きくなります。その家庭の現状に適した、きめ細やかな支援が求められます。

施策の方向性

育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう、関係機関が連携して相談・自立支援体制の充実を図ります。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
母子自立支援員の配置	福祉事務所に母子自立支援員を配置し、福祉資金の貸付、就労支援など各種施策の活用についての相談に対応し、自立を支援します。
母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる母子家庭や母子に準じる家庭が入所し、自立支援を受けられるようにします。
児童扶養手当の支給	父母の離婚などにより父親と生計を同じくしていない子どもを育てている母等に、所得に応じて手当を支給します。
児童手当の支給 - 再掲 -	家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、9歳到達後最初の年度末までの児童を養育している人に手当を支給します。
福祉医療費の助成 - 再掲 -	心身障害者、ひとり親家庭、乳幼児の医療費の一部を助成します。

(3) 障害児施策の充実

現状と課題

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症など、軽度発達障害児への早期支援が不十分です。また、保護者等も早期に気づきにくいことがあります。

障害のある子どもへの支援は、「障害のあるなしに関わらず、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿である」というノーマライゼーションの精神がいかされなければなりません。障害のある子どもが、地域で生き生きと生活でき、障害のある子どもも障害のない子どもも共に成長できるような配慮が必要です。

施策の方向性

心身に障害のある子どもも、障害のない子どもと一緒に楽しく過ごすことができ、また、能力を最大限に伸ばすことができる保育・教育体制を充実します。

障害の状態に応じた適切な療育や教育を充実し、社会全体で障害児に対する健やかな育成に取り組みます。

早期に気づき、適切な支援につなげます。

LD、ADHD、高機能自閉症など、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、適切な支援を行います。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
乳幼児健康診査の充実	専門職（心理職）を確保するなど、乳幼児健康診査の充実を図ります。
関係機関との連携強化	子どもが在籍する機関と児童相談所・福祉事務所や保健センター、自閉症・発達障害支援センター、療育機関等の関係機関との連携を確保します。
啓発活動の充実	障害についての正しい知識が広く理解されるよう、講演会・広報等による啓発活動を充実させます。

保育・教育内容の充実	<p>障害児保育・教育に対する保育士、教職員の研修の実施等による資質の向上、個々の障害の状況に応じたきめ細かい保育・教育内容の充実に努めます。</p> <p>保育所や放課後児童健全育成事業において、障害児の受け入れ体制を推進するため、人的配置などを含めた体制の強化を検討します。</p> <p>施設の整備等により一人ひとりの個性にあった環境づくりを進め、子どもの社会性と自立性を育みます。</p>
障害者生活支援センター	<p>在宅の障害者の自立と社会参加を図るため、支援費制度の利用援助や社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援などを行います。</p>
障害児デイサービス事業	<p>自立の促進や生活の質の向上等を図るため、創作的活動や機能訓練等を行います。</p>
特別児童扶養手当の支給	<p>身体や精神に障害のある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給します。制度の周知に努めます。</p>
障害児福祉手当の支給	<p>重度の障害のために常時介護が必要な在宅の障害者に手当を支給します。</p>
福祉医療費の助成 - 再掲 -	<p>心身障害者、ひとり親家庭、乳幼児の医療費の一部を助成します。</p>
家庭児童相談 - 再掲 -	<p>福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、子どもに関するあらゆる相談に対応します。</p>
支援体制の整備	<p>保健センターでの定期健康診査時のチェック、また、保育所でのかわりの中から早期発見と、支援を行う体制を作っていきます。</p>

5. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 安心な生活環境の整備

現状と課題

すべての人にとって、住環境は最も身近な生活環境であるため、だれもが快適でありたいと願っています。特に、子育て世帯にとっては、子どもの発育にも重要な要因となってくるため、広くゆとりのある空間の確保が必要となってきます

子どもは「遊び」を通して、同年齢・異年齢の他者とふれあいや交流をしながら自立し、社会性・協調性を身につけ豊かな人間性を育みます。また、子どもは社会の一員として、地域社会に対する思いや意見を持ち、まちづくりに積極的に参加することは、未来を担う子どもにとって大切です。

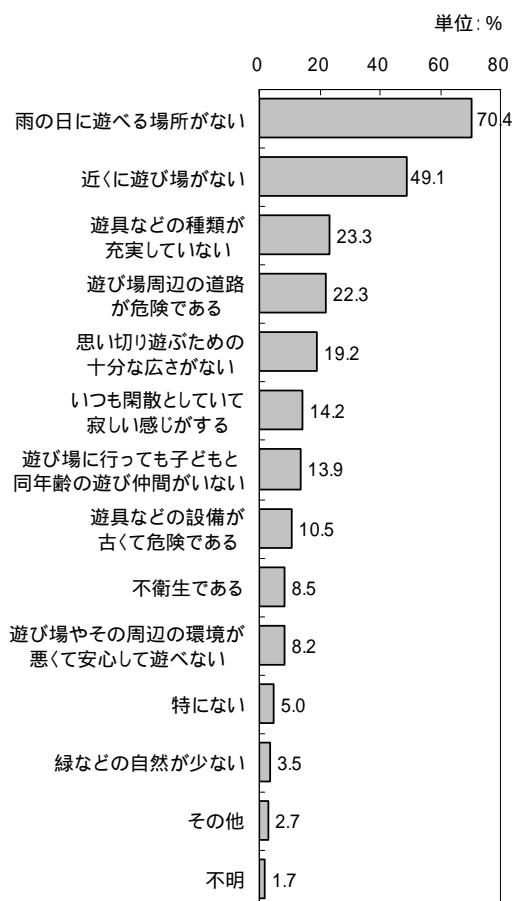
「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果では、遊び場について「雨の日に遊べる場所がない」という意見が最も多く出されています。

施策の方向性

広くゆとりのある住宅を確保できるように、情報提供等の充実を図ります。

各地域にある公園や広場を、地域の子どもたちが気軽に遊べ、自然との親しみや地域住民とのふれあいが持てる遊び場として活用されるよう促すとともに、子どもが安心してのびのびと遊べる環境づくりに努めます。

遊び場について感じていること



資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」（就学前児童調査）

個別施策の展開

主な施策(事業)	概 要
公民館等の有効利用	雨天の場合の遊び場を確保するため、公民館等の有効利用を検討します。
公園緑地の整備	志摩市総合計画をもとに都市計画マスタープランに計画を立案し、整備していきます。

(2) 安全なまちづくりの推進等

現状と課題

子どもや子ども連れの保護者が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関において、バリアフリー化が進められる必要があります。

子どもが犯罪等の被害にあわないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要となっています。

子どもに関わる公共施設等の地震等に対する安全確保が必要です。

施策の方向性

子育て家庭が、安心・安全に生活していけるように、子どもの視点や子ども連れの保護者の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。

危険箇所を調査把握し、改善できるよう検討していきます。

人通りの少ない通りや暗い道などでの犯罪を防止するため、防犯灯を増設するほか、市民・事業者と連携しながら、防犯の視点に立った市街地環境整備を推進します。

大規模地震の発生が懸念される中、子どもにとって安心・安全の視点に立って、公共施設等の安全確保を進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
ユニバーサルデザイン	公共施設等で、スロープやエレベーターの設置、授乳コーナーやトイレ内のベビーチェア、おむつ交換台の設置を進めるとともに、民間施設に対しても設置協力を働きかけていきます。 今後新たに整備する施設等については、子どもを含めた全ての市民が利用しやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を進めます。
子どもに関係する施設の整備	子どもに関係する公共施設等を十分点検し、市民の声を聞きながら、計画的・総合的に施設整備を進めます。

6. 子ども等の安全の確保

(1) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

交通事故をなくすことは、市民すべての願いです。しかし、交通事故で死亡する人はあとを絶ちません。交通事故をなくすには、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを向上させることが重要です。また、子どもたちに対しても、交通安全教育の徹底が必要となっています。

施策の方向性

子どもを交通事故から守るため、交通事故防止対策を進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
運転者に対する啓発活動	運転者に対する運転マナーの啓発活動を行います。
子どもに対する交通安全教育	子どもに対する交通安全教育を拡充します。 家庭と学校から、子どもへの交通安全教育をビデオ・広報等によって行います。 交通事故に遭わないための道路の歩き方や自転車の乗り方について教育指導します。
交通安全会の充実	交通安全会の充実と団体の育成を行います。
関係機関が連携した交通安全運動	市役所、警察、家庭、学校、幼稚園、保育所が連携した交通安全運動を展開します。
道路整備や安全施設対策	交通事故が起きやすい道路の整備や安全施設対策を推進します。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

子どもが、犯罪に巻き込まれないよう、地域の一人ひとりの参加と協力のもとに、防犯意識の高い地域環境づくりが重要です。

子どもが安全で安心した生活をおくるためには、警察、保育所、幼稚園、学校などの関係機関が連携・協力し、交通安全や防犯対策など、総合的な事業の推進が必要です。

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言等、関係機関が連携したきめ細やかな取り組みが必要です。

施策の方向性

子どもが犯罪に巻き込まれない安全なまちづくりのため、家庭、地域、学校、関係団体が連携し、地域の安全を確保する活動を進めます。

被害にあった子どもやその保護者への支援として、カウンセリング機関の紹介や情報提供など、相談支援体制の強化を図ります。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
防犯対策推進のまちづくり	防犯対策推進のまちづくりとし、市民活動を中心に防犯に取り組む姿勢を実現します。 犯罪の被害者とならないために、子どもたちを大人が見守る市民の目を育てます。 子どもが外出したときなどに大人が子どもたちの動向に関心を払い、注意を向けるよう啓発します。
青色回転灯の導入	防犯対策の一環として青色回転灯の導入を検討します。
市民活動・団体への支援	防犯対策の草の根運動ができるよう、市民活動・団体を支援していきます。
防犯意識の高揚・拡充	市役所公用車に「防犯パトロール中」のステッカーを貼り、市職員の防犯に対する意識を高め、さらに民間への運動としても展開します。それを核に、市民全体の防犯意識の高揚・拡充をしていきます。
CAPプログラムの実施 - 再掲 -	子どもが自分自身で暴力から身を守る方法を実践的に学ぶCAPプログラムを実施します。

7. 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

現状と課題

労働者の子育て支援を図る法制度の整備・充実がここ数年の間に進められ、平成11年度には育児休業制度の導入が全事業所に義務づけられました。しかし、制度はあっても、実際は諸事情により育児休業を取得していない(できない)人が多いのが現状です。

子育てと仕事が両立できる環境づくりには、雇用主の理解と協力が不可欠です。

施策の方向性

働きやすい環境を阻害する慣行等を解消するため、労働者・事業主・市民の意識改革を推進するための啓発・情報提供を進めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
育児休業制度等に関する周知	市民や企業に対し、育児休業制度等に関する情報の周知を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が根強く、依然として女性への家事・育児の負担が大きいのが現状です。本来、家事や子育ては男女が共同で行うものであり、父親の家事・育児への参加が求められます。

施策の方向性

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点に立った家庭生活の実現を目指し、広報・啓発に努めます。

個別施策の展開

主な施策(事業)	概要
ファミリー・サポート・センター事業 - 再掲 -	「子どもを預けたい人」と「子どもを預かりたい人」が会員として登録し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。
啓発活動の充実	市内の企業・事業所を対象に、労働者の育児や介護などの家族的責任に対する理解と協力を図る学習機会の充実に努めます。

第5章 目標事業量の設定

本市における子育て支援サービス充実のため、以下のように数値目標を設定しました。今後、本市の児童数、供給基盤、財政状況等を踏まえながら、目標の達成に努めていきます。

1. 保育所における子育て支援サービスの目標

No.	事業	現状値（平成 16 年度）	目標値（平成 21 年度）
1	通常保育事業	設置箇所数 19 箇所 定員 1,580 人 (利用者数 1,135 人) H17.2.1 現在	設置箇所数 19 箇所 定員 1,580 人
2	延長保育事業 (保育時間 11 時間)	設置箇所数 1 箇所 (利用者数 10 人) H17.2.1 現在	設置箇所数 5 箇所 定員 70 人 (旧町ごとに拠点として 1 箇所確保。)
3	休日保育事業	未実施	設置箇所数 5 箇所 定員 80 人 (旧町ごとに拠点として 1 箇所確保。)
4	夜間保育事業	未実施	今後のニーズ等に応じて検討。
5	一時保育事業	未実施	設置箇所数 1 箇所 定員 10 人 (拠点として 1 箇所確保。)
6	特定保育事業	未実施	今後のニーズ等に応じて検討。

2. 幼稚園における子育て支援サービスの目標

No.	事業	現状値（平成 16 年度）	目標値（平成 21 年度）
7	通常の保育	設置箇所数 11 箇所 定員 950 人 (在園児数 633 人) H17.2.1 現在	設置箇所数 11 箇所 定員 950 人
8	預かり保育	設置箇所数 11 箇所 (利用者数 194 人) H17.2.1 現在	設置箇所数 11 箇所 定員 今後のニーズ等に応じて検討。

3. 地域における子育て支援サービスの目標

No.	事業	現状値（平成16年度）	目標値（平成21年度）
9	放課後児童健全育成事業	設置箇所数 3 か所 定 員 110 人	設置箇所数 10 か所 定 員 240 人
10	ショートステイ事業	委託により実施 （のべ利用者数 4 人）	定 員 4 人 （適切な施設等に委託することにより確保。）
11	トワイライトステイ事業	未実施	今後のニーズ等に応じて検討。
12	乳幼児健康支援一時預かり事業 （病後児保育） 派遣型 -	未実施	施設型により対応。
13	乳幼児健康支援一時預かり事業 （病後児保育） 施設型 -	未実施	定 員 10 人 （適切な施設等に委託することにより確保。）
14	地域子育て支援センター事業	設置箇所数 2 か所	設置箇所数 5 か所 （旧町ごとに1か所確保。）
15	つどいの広場事業	未実施	類似事業により対応。
16	ファミリー・サポート・センター事業	未実施	設置箇所数 1 か所 （市内全域を1か所に対応。）

第6章 計画の推進体制

この計画は、子ども自身、保護者の子育て、子育て支援サービス、周囲の環境、社会的制度など、子どもを取り巻く全てのことがらを、多岐にわたって見直し、改善していこうとするものです。

計画を実行し、市の子育て、子育てをよりよいものにするためには、行政、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域、事業者等、市内に住む全ての人々がそれぞれの役割を担い、連携を取りながら協力していかなければなりません。推進体制を以下のように整備し、計画の実行に努めます。

1. 地域における推進体制

地域における子育て支援の推進を図るため、その主導的な役割を担う市内の主な各種団体・機関等の連携を図ることにより、子育て環境の充実した地域社会づくりのための推進体制の充実を図ります。

また、志摩市次世代育成支援対策地域協議会により、この計画の進行管理を行います。

2. 庁内における推進体制

総合的かつ効果的な次世代育成支援対策の推進を図るため、国・県との連携を図るとともに、この計画を全庁的な取り組みとして、総合的・計画的に推進するため、庁内各関係部局との連携を強化します。

【 資 料 編 】

策定経過

- H16. 5.27 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 第1回会議
- H16. 6. 9 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 健康確保部会 第1回会議
- H16. 6.29 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 教育・家庭環境整備部会 第1回会議
- H16. 6.30 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 健康確保部会 第2回会議
- H16. 7.15 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 社会環境整備部会 第1回会議
- H16. 7.20 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 子育て支援部会 第1回会議
- H16. 7.26 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 第2回会議
- H16. 8. 4 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 健康確保部会 第3回会議
- H16. 8.19 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 教育・家庭環境整備部会 第2回会議
- H16. 8.25 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 健康確保部会 第4回会議
- H16. 9. 6 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 健康確保部会 第5回会議
- H16. 9. 8 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 社会環境整備部会 第2回会議
- H16. 9.14 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 子育て支援部会 第2回会議
- H16. 9.21 志摩郡次世代育成支援対策地域協議会 第3回会議
- H16.10. 1 - 合併 -
- H16.12.16 志摩市次世代育成支援対策地域協議会 準備会
- H17. 2.22 志摩市次世代育成支援対策地域協議会 第1回会議
- H17. 3. 9 志摩市次世代育成支援対策地域協議会 保育・教育部会 第1回会議
- H17. 3. 9 志摩市次世代育成支援対策地域協議会 保健・社会部会 第1回会議
- H17. 3.14 志摩市次世代育成支援対策地域協議会 保育・教育部会 第2回会議
- H17. 3.14 志摩市次世代育成支援対策地域協議会 保健・社会部会 第2回会議
- H17. 3.15 志摩市次世代育成支援対策地域協議会 第2回会議

志摩郡次世代育成支援対策地域協議会規則

(設置)

第1条 志摩郡の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)を策定するために必要な事項について審議するために、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項に規定する志摩郡次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構成)

第2条 協議会は、浜島町、大王町、志摩町、阿児町及び磯部町の5町をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の実現のための数値目標の設定に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員24人以内で組織する。

2 協議会の委員は、志摩郡在住の次に掲げる者のうちから、その者が住所を有する町の町長が委嘱する。

- (1) 次世代育成に関し、福祉、健康、教育、家庭環境及び社会環境の分野で識見を有する者
- (2) その他特に必要と認める者

3 委員を委嘱するに当たり、できる限り住民の幅広い意見が反映されるよう公募その他の適切な方法によって委嘱するものとする。

(任期)

第5条 前条の規定により委嘱された委員の任期は、平成17年3月31日までとする。ただし、第2条に定める構成町が合併した時点で、委嘱替えを行うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長、副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半分以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 会長は、専門的に審議を必要とする事項について専門部会に諮問し、専門部会は会長に意見を具申する。

3 専門部会の部会長及び委員は、会長が指名する。

4 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのを「専門部会」、「会長」とあるのを「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、大王町健康福祉課で処理し、第2条に定める構成町が合併した時点以降は、新市福祉事務所内の担当課へ引き継ぐものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は平成16年5月1日から施行する。

2 第2条に定める構成町が合併した時点でこの規則の見直しを図るものとする。

志摩郡次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

	区 分	氏 名	出身町	所 属 等	備 考
関係団体代表	医 療 機 関	中 川 金 助	阿 児 町	志 摩 医 師 会 代 表	
	青少年育成町民会議	坂 下 啓 登	大 王 町	大 王 町 青 少 年 育 成 町 民 会 議 会 長	
	民生委員・児童委員	竹 内 田 鶴 子	志 摩 町	主 任 児 童 委 員	
	子育てサークル	前 田 秋 子	磯 部 町	の ぞ み 会 代 表	
	子育てボランティア	木 造 明 子	阿 児 町	木 の 子 の 会 代 表	
	小学校保護者	柴 原 博 信	浜 島 町	浜 島 小 学 校 P T A 会 長	
	幼稚園保護者	濱 口 弘 美	志 摩 町	片 田 幼 稚 園 P T A	
	保育所・児童館保護者	安 立 花 代	磯 部 町	ひまわり保育所保護者会会長	
	自 治 会	柴 原 寛 一	浜 島 町	浜 島 地 区 自 治 会 連 合 会 会 長	
	小 学 校	中 井 敞 明	大 王 町	船 越 小 学 校 校 長	会 長
	幼 稚 園	小 林 貞 子	大 王 町	波 切 幼 稚 園 園 長	
	保育所・児童館	西 井 み さ 子	磯 部 町	磯 部 町 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 所 長	副 会 長
	公 民 館	浜 口 壽 男	志 摩 町	片 田 公 民 館 館 長	
	人 材 セ ン タ ー	早 川 美 代 子	阿 児 町	阿 児 町 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー	
行政代表	福 祉 主 管 課	高 橋 憲 章	大 王 町	健 康 福 祉 課 長	
		木 納 谷 誠 一	磯 部 町	福 祉 課 長	
		仲 野 一 正	阿 児 町	健 康 福 祉 課 長	
		磯 和 範 好	志 摩 町	健 康 福 祉 課 長	
		中 村 幸 正	浜 島 町	生 活 福 祉 課 長	
	教 育 主 管 課	柳 田 弥 生	大 王 町	生 涯 学 習 係 長	
		阪 本 正	磯 部 町	生 涯 学 習 課 長	
		村 山 千 代 治	阿 児 町	生 涯 学 習 課 長	
		浦 口 洋	志 摩 町	生 涯 学 習 課 長	
		村 田 清	浜 島 町	社 会 教 育 課 長	

事務局:大王町役場健康福祉課

志摩郡次世代育成支援対策地域協議会専門部会委員名簿

【子育て支援部会】

	区 分	氏 名	所 属 等	備考
関係団体代表	青少年育成町民会議	谷 水 総 志	浜島町青少年育成町民会議会長	
	民生委員・児童委員	山 本 堯 大	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	
	子育てサークル	前 田 秋 子	の ぞ み 会 代 表	
	子育てボランティア	田 畑 ち さ 子	た ん ぼ ぼ 代 表	
	自 治 会	西 井 慶 壽	桧 山 区 長	
	小 学 校	赤 松 清 志	磯 部 小 学 校 教 頭	
	幼 稚 園	橋 本 み づ ほ	磯 部 幼 稚 園 主 任	
	保育所・児童館	西 井 み さ 子	磯部町子育て支援センター所長	
	公 民 館	松 田 保 士	沓 掛 公 民 館 分 館 長	
	人 材 セ ン タ ー	早 川 美 代 子	阿児町シルバー人材センター	
行政代表	福 祉 主 管 課	木 納 谷 誠 一	磯 部 町 福 祉 課 長	部会長
	保 健 師	阪 本 朋 美	磯 部 町 保 健 師	
	教 育 主 管 課	阪 本 正	磯 部 町 生 涯 学 習 課 長	

事務局:磯部町役場福祉課

【健康確保部会】

	区 分	氏 名	所 属 等	備考
関係団体代表	医 療 機 関	中 川 金 助	志 摩 医 師 会 代 表	
	民生委員・児童委員	奥 村 ま き 子	主 任 児 童 委 員	
	小学校保護者	澤 村 博 也	神明小学校 P T A 副会長	
	保育所・児童館保護者	田 中 恵 子	波切保育所保護者会副会長	
	小 学 校	尾 崎 雅 美	畔 名 小 学 校 養 護 教 諭	
		大 矢 進	志 島 小 学 校 校 長	
	幼 稚 園	中 井 由 美 子	国 府 幼 稚 園 園 長	
		嶋 田 美 津 子	浜 島 幼 稚 園 園 長	
公 民 館	小 川 正 義	越 賀 公 民 館 館 長		
行政代表	福 祉 主 管 課	仲 野 一 正	阿 児 町 健 康 福 祉 課 長	部会長
	保 健 師	田 中 昌 子	大 王 町 保 健 師	
		岡 一 美	阿 児 町 保 健 師	
教 育 主 管 課	村 山 千 代 治	阿 児 町 生 涯 学 習 課 長		

事務局:阿児町役場健康福祉課

【教育・家庭環境整備部会】

	区 分	氏 名	所 属 等	備考
関係団体代表	医 療 機 関	鍋島 久美子	鍋 島 医 院	
	子育てサークル	渡辺 友里夏	太 陽 ラ ン ド 代 表	
	子育てボランティア	木 造 明子	木 の 子 の 会 代 表	
	小学校保護者	小川 美由紀	越賀小学校 P T A 母親部長	
	幼稚園保護者	藤 谷 恵	布施田幼稚園 P T A	
	小 学 校	大西 久子	布施田小学校 校長	
		竹内 壽治	浜 島 小 学 校 校 長	
	幼 稚 園	和田 みすず	船越幼稚園 園長	
太田 みち子		和 具 幼 稚 園 主 任		
保育所・児童館	柴原 彌生	浜 島 保 育 所 主 任		
行政代表	福祉主管課	磯和 範好	志摩町健康福祉課長	部会長
	保 健 師	矢田 志穂	志 摩 町 保 健 師	
	教育主管課	浦口 洋	志摩町生涯学習課長	

事務局: 志摩町役場健康福祉課

【社会環境整備部会】

	区 分	氏 名	所 属 等	備考
関係団体代表	青少年育成町民会議	坂下 啓登	大王町青少年育成町民会議会長	
	小学校保護者	柴原 博信	浜島小学校 P T A 会長	
	幼稚園保護者	辻 美保	国府幼稚園 P T A 母親部長	
		濱口 直喜	浜島幼稚園 P T A 会長	
	保育所・児童館保護者	安立 花代	ひまわり保育所保護者会会長	
	自 治 会	坂中 浩	波切組長会 会長	
		柴原 寛一	浜島地区自治会連合会会長	
人材センター	天白 慶太	大王町社会福祉協議会		
行政代表	福祉主管課	松本 藤三	大王町健康福祉課課長補佐	
		中村 幸正	浜島町生活福祉課長	部会長
	保 健 師	高木 静	浜 島 町 保 健 師	
	教育主管課	石熊 喬	大王町教育委員会	
村田 清		浜島町社会教育課長		

事務局: 浜島町役場生活福祉課

志摩市次世代育成支援対策地域協議会設置条例

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条の規定に基づき、志摩市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 志摩市における次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 行動計画に基づく措置の実施に関する事項
- (3) その他特に必要とする事項

(組織)

第3条 協議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関し、福祉、健康、教育、家庭環境及び社会環境の分野で識見を有する者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の諮問に応じ、専門的事項について審議し、意見を具申する。

3 専門部会に属する委員は、会長の指名に基づき、市長が委嘱し、又は任命する。

4 専門部会に部会長1人を置き、当該専門部会に所属する委員の互選により定める。

5 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、前条中「協議会」とあるのは「専門部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

志摩市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考	
関係機関代表	三重県	西山 浩哉	南勢志摩県民局保健福祉部 児童家庭室長	
	医療機関	中川 金助	志摩医師会代表	
	保育所・児童館	西井 みさ子	志摩市磯部子育て支援センター所長	副会長
	幼稚園	小林 貞子	波切幼稚園園長	
	小学校	中井 敞明	船越小学校校長	会長
	保育所・児童館保護者	安立 花代	ひまわり保育所保護者会会長	
	幼稚園保護者	濱口 弘美	片田幼稚園 P T A	
	小学校保護者	柴原 博信	浜島小学校 P T A 会長	
	民生委員・児童委員	竹内 田鶴子	主任児童委員	
	青少年育成町民会議	坂下 啓登	大王町青少年育成町民会議会長	
	子育てサークル	前田 秋子	のぞみ会代表	
	子育てボランティア	木造 明子	木の子の会代表	
	自治会	柴原 寛一	浜島地区自治会連合会会長	
	公民館	浜口 壽男	片田公民館館長	
	人材センター	早川 美代子	志摩市シルバー人材センター	
市役所関係	福祉主管課	木納谷 誠一	児童福祉課長	
	健康主管課	椿 世紀	健康推進課長	
	教育主管課	濱口 茂	学校教育課長	
		村山 千代治	生涯学習課長	

事務局:志摩市役所健康福祉部児童福祉課

志摩市次世代育成支援対策地域協議会専門部会委員名簿

【保育・教育部会】

区分	氏名	所属等	備考	
関係機関代表	青少年育成町民会議	谷水 総志	浜島町青少年育成町民会議会長	
	民生委員・児童委員	山本 堯大	民生委員・児童委員	
	子育てサークル	前田 秋子	のぞみ会代表	
	子育てボランティア	田畑 ちさ子	たんぼぼ代表	
	自治会	西井 慶壽	松山区長	
	小学校	赤松 清志	磯部小学校教頭	
	幼稚園	橋本 みづほ	磯部幼稚園主任	
	保育所・児童館	西井 みさ子	志摩市磯部子育て支援センター所長	部会長
	公民館	松田 保士	沓掛公民館分館長	
	人材センター	早川 美代子	志摩市シルバー人材センター	
市役所関係	福祉主管課	鈴木 ちぐさ	児童福祉課母子福祉係長	
	母子保健主管課	阪本 朋美	保健師	
	教育主管課	村山 千代治	生涯学習課長	
関係機関代表	医療機関	鍋島 久美子	鍋島医院	
	子育てサークル	渡辺 友里夏	太陽ランド代表	
	子育てボランティア	木造 明子	木の子の会代表	
	小学校保護者	小川 美由紀	越賀小学校PTA母親部長	
	幼稚園保護者	藤谷 恵	布施田幼稚園PTA	
	小学校	大西 久子	布施田小学校校長	
		竹内 壽治	浜島小学校校長	
	幼稚園	和田 みすず	船越幼稚園園長	
		太田 みち子	和具幼稚園主任	
保育所・児童館	柴原 彌生	浜島保育所主任		
市役所関係	福祉主管課	松本 藤三	児童福祉課課長補佐兼保育所係長	
	母子保健主管課	矢田 志穂	保健師	
	教育主管課	濱口 茂	学校教育課長	

事務局：志摩市役所健康福祉部児童福祉課

【保健・社会部会】

区 分		氏 名	所 属 等	備 考
関係機関代表	医 療 機 関	中 川 金 助	志 摩 医 師 会 代 表	
	民生委員・児童委員	奥 村 ま き 子	主 任 児 童 委 員	
	小 学 校 保 護 者	澤 村 博 也	神 明 小 学 校 P T A 副 会 長	
	保育所・児童館保護者	田 中 恵 子	波 切 保 育 所 保 護 者 会 副 会 長	
	小 学 校	尾 崎 雅 美	畔 名 小 学 校 養 護 教 諭	
		大 矢 進	志 島 小 学 校 校 長	
	幼 稚 園	中 井 由 美 子	国 府 幼 稚 園 園 長	
		嶋 田 美 津 子	浜 島 幼 稚 園 園 長	
公 民 館	小 川 正 義	越 賀 公 民 館 館 長		
市役所関係	福 祉 主 管 課	岡 一 美	児 童 福 祉 課 (保 健 師)	
	母子保健主管課	椿 世 紀	健 康 推 進 課 長	
		田 中 昌 子	保 健 師	
関係機関代表	青少年育成町民会議	坂 下 啓 登	大 王 町 青 少 年 育 成 町 民 会 議 会 長	部 会 長
	小 学 校 保 護 者	柴 原 博 信	浜 島 小 学 校 P T A 会 長	
	幼 稚 園 保 護 者	辻 美 保	国 府 幼 稚 園 P T A 母 親 部 長	
		濱 口 直 喜	浜 島 幼 稚 園 P T A 会 長	
	保育所・児童館保護者	安 立 花 代	ひまわり保 育 所 保 護 者 会 会 長	
	自 治 会	坂 中 浩	波 切 組 長 会 会 長	
		柴 原 寛 一	浜 島 地 区 自 治 会 連 合 会 会 長	
人 材 セ ン タ ー	天 白 慶 太	志 摩 市 社 会 福 祉 協 議 会		
市役所関係	福 祉 主 管 課	木 納 谷 誠 一	児 童 福 祉 課 長	
	母子保健主管課	高 木 静	保 健 師	
	建 設 主 管 課	谷 口 一 馬	都 市 整 備 課 長	
	防 災 交 通 安 全 主 管 課	柴 原 秀 雄	防 災 交 通 課 長	
	男 女 共 同 参 画 主 管 課	畑 巨	市 民 参 画 課 長	

事務局：志摩市役所健康福祉部児童福祉課

志摩市次世代育成支援行動計画

平成 17 年 3 月

発行 志 摩 市

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方 3 0 9 8 番地 9

TEL 0599-44-0001 FAX 0599-44-5252
